葉山川改修工事に伴う

栗東町久徳家墓地遺跡発掘調査報告書

1986.10

滋賀県教育委員会

財団法人滋賀県文化財保護協会

葉山川改修工事に伴う

栗東町久徳家墓地遺跡発掘調査報告書

1986. 10

滋賀県教育委員会
財団法人滋賀県文化財保護協会

序

滋賀県教育委員会では、活力のある県民社会、生きがいのある生活を築くための一つとして、文化環境づくりにとりくんでいます。特に、文化財保護行政にたずさわるものとして、近年の社会変化に即応し、県下の実情や将来あるべき姿を見定めつつ、文化財の保護と保存に努めております。

先人が残してくれた文化財は、現代を生きる我々のみならず子々孫々に至る貴重な宝でもあります。このような大切な文化遺産を破壊することなく、後世に引き継いでいくためには、広く県民の方方の文化財に対する深いご理解とご協力を得なければなりません。

ここに、葉山川改修工事に伴う久徳家墓地遺跡の発掘調査結果を取りまとめましたので、ご高覧のうえ今後の埋蔵文化財保護のご理解に役立てていただければ幸いです。

最後に、発掘調査の円滑な実施にご理解とご協力を頂きました地元の方々、並びに関係機関に対して厚く感謝の意を表します。

昭和61年10月

滋賀県教育委員会

教育長　飯田志農夫

例　　言

1、　本報告書は、昭和59年度に実施した葉山川改修事業に伴う埋蔵文化財調査(栗東町久徳家墓地遺跡）の成果であり、整理を昭和60年度に実施した。

2、　本調査は、滋賀県河港課からの委託により、滋賀県教育委員会を調査主体とし、財団法人　滋賀県文化財保護協会を調査機関として実施した。

3、　本調査では、滋賀医科大学法医学教室龍野嘉紹教授に出土人骨の鑑定をお願いし、その鑑定書を記載する。

4、本事業　の事務局は次の通りである。

昭和59年度		昭和60年度	
教育委員会		教育委員会	
文化財保護課長	市原　浩	文化財保護課長	市原　浩
課長補佐	松浦光彦	課長補佐	中正輝彦
埋蔵文化財係長	丸山竜平	埋蔵文化財係長	林　博通
主査	近藤　滋		
管理係　主事	小谷　清	管理係　主事	山本徳樹
財団法人　滋賀県文化財保護協会		財団法人　滋賀県文化財 保護協会	
理事長	南　光雄	理事長	南　光雄
事務局長 (総務課長兼務)	江波弥太郎	事務局長	江波弥太郎
		埋蔵文化財課長 (調査一係長兼務)	近藤　滋
調査課長	林　博通		
総務課主事	松本暢弘	総務課長	山下　弘
総務課嘱託	中谷サカエ	総務課主事	松本暢弘

5、　現場調査及び 本報告書の執筆・編集は造酒　豊が行なった。

6、　出土遺物や写真、図面については、滋賀県教育委員会で保管している。

目　　次

序

例　言

第１章　はじめに…… 1

第２章　位置と環境…… 1

第３章　調査の経過…… 2

第４章　調査の結果…… 2

第１節　遺構…… 2

第２節　土層観察…… 3

第５章　出土遺物の観察…… 3

第１節　最下層灰色礫層出土の遺物…… 3

第２節　土壙（ＳＫ―２）出土の遺物…… 3

第３節　小溝（ＳＤ）出土の遺物…… 4

第４節　盛土層出土の遺物…… 4

第５節　腐植土層出土の遺物…… 6

第６節　墓壙（ＳＫ―１）出土の遺物…… 8

第７節　墓石の観察…… 8

第８節　木棺の観察…… 9

第６章　まとめ…… 9

第１節　遺構の年代について…… 9

第２節　久徳正明の系譜について……10

第３節　当遺跡の歴史的変遷……10

第４節　残された問題点……11

（１）立地について……11

（２）墓石銘文について……12

（３）葬法について……12

追補１　近世墓木棺の取上げ保存……14

県埋蔵文化財センター技師　中川正人

追補２　鑑定書（栗太郡栗東町下釣乙・久徳芳文氏

所有地からの出土人骨）……17

滋賀医科大学法医学教室　龍野嘉紹

図　版　目　次

図版　1　調査地位置図
図版　2　調査地附近地形図
図版　3　調査地微地形及びトレンチ設定位置図
図版　4　上・下遺構検出面及びトレンチ南側土層図
図版　5　遺構垂直分布図
図版　6　墓壙（ＳＫ―１）実測図
図版　7　土壙（ＳＫ―２）実測図
図版　8　出土遺物実測図（１）
図版　9　出土遺物実測図（２）
図版　10　出土遺物実測図（３）
図版　11　出土遺物実測図（４）
図版　12　出土遺物実測図（５）
図版　13　墓石実測図
図版　14　木棺内人骨出土実測図
図版　15　木棺実測図

写　真　図　版　目　次

写真図版　1　調査前
写真図版　2　墓石（１）
写真図版　3　墓石（２）
写真図版　4　墓石の細部（１）
写真図版　5　墓石の細部（２）
写真図版　6　墓壙（ＳＫ―１）
写真図版　7　墓壙（ＳＫ―１）
写真図版　8　下層遺構検出面
写真図版　9　土壙（ＳＫ―２）及び小溝（ＳＤ）
写真図版　10　木棺内人骨（１）
写真図版　11　木棺内人骨（２）
写真図版　12　木棺
写真図版　13　木棺の細部

写真図版　14　　出土遺物（１）
写真図版　15　　出土遺物（２）
写真図版　16　　出土遺物（３）
写真図版　17　　出土遺物（４）
写真図版　18　　出土遺物（５）
写真図版　19　　出土遺物（６）
写真図版　20　　出土遺物（７）
写真図版　21　　出土遺物（８）
写真図版　22　　出土遺物（９）
写真図版　23　　出土遺物（10）
写真図版　24　　出土遺物（11）
写真図版　25　　出土遺物（12）
写真図版　26　　木棺部材顕微鏡写真

第１章　　はじめに

久徳家墓地遺跡は、栗東町下鈎乙の久徳芳文氏宅地先に所在する。当遺跡には以前から笠塔婆形態の墓石があったこと。久徳氏の氏寺たる西光寺跡の口伝があったことなどの点から発掘調査が実施された。調査は、上記墓石及びそれを含む塚状の高まりを中心に約 160㎡ についてなされた。

当初、この墓地には５基の墓があると云われていたが、調査の結果、墓は１基だけが確認され、また寺跡たるを示す積極的根拠となるものは認められなかった。

第２章　　位置と環境（図版１及２）

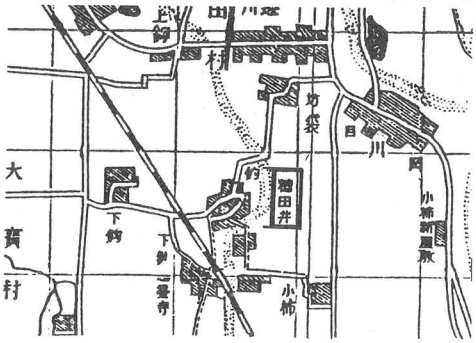

当遺跡は、葉山川の右岸堤防に接する竹籔の中にある。この竹籔全体が上記口伝の西光寺にあたり、現に竹籔の東南端には、右写真の如く数体の地蔵が放置されている。また、この下鈎はいくつかの小集落に分かれていて、当遺跡の在る集落は旧名を糠田井（ヌカタヰ）と云い、旧治田村に属する。[註1]

葉山川は当遺跡附近では天井川となっているが、以前には相当のあばれ川であったことが云われているので、この様な場所に墓地を営み寺を建立することは、あばれ川である葉山川に対する治水の成功を物語っていると考えられる。

当遺跡周辺には、小柿遺跡・下鈎遺跡・上鈎遺跡等があって、縄文・弥生時代から鎌倉時代にかけて、集落・墓地等が営まれていた。また、10世紀には下鈎蓮台寺がすでに存在し、[註2] 11世紀には近衛家領として「鈎御園」が見えている。[註3] その後15世紀末には、足利義尚が六角高頼を攻撃した際に「鈎の陣」を置き、この時の失火で下鈎の過半が焼失している。[註4] 近世に入っては、近江南部の諸村と同様に下鈎もいわゆる「相給の地」となって、複雑な支配関係の下におかれていた。[註5] [註6]

註１　「糠」字につき、『栗田郡志』では「糠」字を使用しているが、安養寺共同墓地に現在する古い墓石の銘文では「糠」または「額」を使用している。

註２　『昭和60年度　滋賀県遺跡地図』　（滋賀県教育委員会編　昭和61年３月）

註３　『栗東町の歴史年表』　（同年表編さん委員会編　昭和61年３月）

註４　『鎌倉遺文　第十巻』　397頁　第7631号

註５　『大日本史料』所収の「後法興院家政記」

註６　『栗東町史　通史　第一巻』　（栗東町史編さん室編　昭和55年３月）。例えば1634（寛

永11）年の下鈎は、石川・朽木・稲垣の３氏によって領されていたが、その後も明治維新に至る迄に、何度も領主が変更している。

第３章　　調査の経過

当遺跡は、上記の如く竹籔であるために竹根を除去することに時間を取られた。しかし、この間に墓石を、現に立っている状態で実測することができた。また、表土は竹葉等の腐植土層であったが、その中には近世から近代にわたる遺物がかなり含まれていた（図版11の30～図版12の45）。

所で、この竹籔の周囲を用水がめぐっているため、トレンチをあまり拡げることはできず、約75㎡しか取れなかった。

表土の除去後、墓石の直下約60cmの所で墓壙（ＳＫ－１）が検出された（第１遺構面）。このＳＫ－１内では、検出面より約80cm下で木棺が検出された。ＳＫ－１の調査後さらに全体を下げた所、第１遺構面より約70cm下で土壙（ＳＫ－２）と小溝（ＳＤ）が検出された（第２遺構面）。

なお、この調査地にある高まりについては、トレンチ南側断面で土層観察を行なったが、土層がレンズ状に混入していて盛土を行なったものと考えられる。また、この間、ＳＫ－１以外の盛土層部分からも遺物が検出された（図版９の15～図版10の29）

第４章　　調査の結果

第１節　　遺構

（１）　　墓壙（図版６　ＳＫ－１）

ＳＫ－１　の検出形状は不正形の円形であり、検出面ではコブシ大の石が並べられた如き状態が見られた。しかし、ＳＫ－１の作られている塚状の高まりの中からも同じ様な石が出ているので、このＳＫ－１の上面を被っていたものかどうかの判断はできない。またＳＫ－１の側壁は底へ向って少しづつ狭くなり、底はほぼ平担面となって木棺が据えられていた。このＳＫ－１を掘り進む間には遺物は皆無であったが、木棺の東角上面に接するように金具（図版12の48）が１点だけ検出された。

ＳＫ－１内部の土層断面を見ると、大きく落ち込んだ形跡は見られなかったので、木棺本来の大きさは遺存部分とほぼ同じであったろうと考えられる。

なお、棺内の調査については、木棺を取り上げた後、県埋蔵文化財センター内で行なった。（木棺の取り上作業については、追補１「近世墓木棺の取上げ保存」参照。）

（２）　　土壙（図版７　ＳＫ－２）

第１遺構面より約70cm下に第２遺構面があり、ここでは土質が２分されていた。北部分全体と東部分は堅緻な黄灰褐色シルト層であるが、その他は砂礫層となっていた。ＳＫ－２はそのシルト層に掘り込まれたもので、不正形な方形の皿状土壙である。

出土遺物としては、黒色土器や土師器の埦、羽釜、小皿等々の破片がかなり出土している（図版８の４～10）。またその他に炭粉や灰が薄い層をなしていた。これらの遺物は西南すみに集中し、他の

部分では灰がわずかに見られたにすぎなかった。

（３）　小溝（図版４　ＳＤ）

上記ＳＫ－２と同じ遺構面で検出されたものであるが、トレンチ断面で見ると、溝の掘り込みはもう少し上の層からなされていた。したがって、このＳＤはＳＫ－２より新しいものであることがわかる。出土した遺物は信楽甕や土師器埦、須恵器甕等の破片であった。（図版８の13・14）

所で以上のほかに、ＳＫ－１の木棺を取り上げる際に周辺を掘り下げたが、ＳＫ－１の底より下は灰色系砂礫となっていて、この中からも若干の土器が出土している。（図版８の１～３）

第２節　土層観察（図版４）

最上層（１）は、竹葉や他の植物等の腐植土層であり、その下の諸層（２～７）はレンズ状に入り組んだ土層になっていた。特に（５）と（６）は（２・３・４）の土が混入していて複雑になっていたので、全体的傾向でまとめた土層である。これらのことから、（８）をベースにして塚状に土盛りを行なったものであろうと考える。また、（11）は粒度が２㎜以上のものをも含む砂礫層であり、旧河川の跡であろうと考えられる。

第５章　出土遺物の観察

第１節　最下層灰色礫層出土の遺物

1　土師器　甕底部

ほとんど退化している平底に、わずかに内湾する体部がつく。調整について、内面では不定方向のナデが底部から体部へと施され、体部では指押さえが若干見られる。外面ではかすかに刷毛目が見られる。

2　土師器　坏

平坦な底部に、「く」の字状に立ちあがる体部がつく。口縁部はやや肥厚し、端部をまるくおさめている。調整について、内面では底部から体部にかけてヨコナデが施され、最後に指を抜いたあとも明瞭である。外面では、底部に指押さえをした後、外周部をヘラによって調整し、体部は全体にヨコナデがなされている。

3　土師器　皿

まるい底・体部にほぼ水平な口縁部がつき、口縁端部では上につまみあげてある。調整について、内面底部では一定方向のナデを施した後、刷毛で不定方向に３度なぞっている。また、体部から口縁部にかけてはヨコナデを施す。外面では底・体部に指押さえを施し、口縁部はヘラで調整している。

第２節　土壙（ＳＫ－２）出土の遺物

4　土師器　羽釜

鍔は断面三角形で、下辺がほぼ水平になる。口縁部はほぼ直線的だが内傾し、端部は内外へ肥厚している。また、端面はほぼ平坦だが、二本の沈線がめぐっている。調整について、内面は全体的に右

下りの刷毛目を施す。外面はよくわからないが、口縁端の肥厚部の直下にヘラミガキが施されている。

5　黒色土器　埦（内黒色）

体部から口縁部にかけて滑らかに内湾している。口縁端部内側には、ほとんど退化した一条の沈線がめぐる。調整について、内面では丁寧なヘラミガキが施されているが暗文はない。外面では口縁部に雑なナデを施し、体部には指押さえが見られる。なお、外面も部分的に黒色となっている。

6　黒色土器　埦（内黒色）

体部から口縁部にかけて滑らかに内湾曲しているが、境界あたりが若干肥厚している。口縁端部内側に、明瞭だが細い一条の沈線がめぐっている。調整について、内面は丁寧なヘラミガキが施され、まばらに螺旋状暗文が見られる。外面口縁部では雑なナデが施され、体部には指押さえが見られる。また、外面の口縁部は黒色となっている。

7　黒色土器　埦（内面黒色）

体部から口縁部にかけて滑らかに内湾曲している。また、口縁端部内側に一条の沈線がめぐるが不明瞭である。調整については、磨耗がひどくてよくわからないが、内面ではヘラミガキが施されていない様である。また、螺旋状暗文が施されている。外面では部分的に黒色となっている。

8　土師器　小皿

まるい底・体部に若干外反する口縁部がつく。調整について、内面底部に一定方向ナデを行なった後、体・口縁部にかけてヨコナデを施すが、その際、指を抜いた後が明瞭である。外面底・体部は指押さえを施し、口縁部は強いヨコナデを一回施してある。

9　土師器　小皿

体部から口縁部まで滑らかに内湾曲している。調整の様子はほとんどわからないが、外面体部に指押さえが見られる。

12　土師器　埦

断面逆台形の低い高台がつく。底部はゆるく湾曲している。調整について、内面は丁寧にみがいてある。外面底部は指押さえの後、高台を貼り付けて指ナデによって押さえてある。

第３節　　小溝（ＳＤ）出土の遺物

13　陶器　甕（信楽）

頸部から口縁部にかけて滑らかに外反している。口縁部は外側で折りたたまれて縁帯をなし、その上端部は外側へ、下端部は下方へつまみ出されている。また口縁端面は内側から続く曲面をなしているが、少し下がった内側に一条の沈線がめぐっている。調整について、内面では粘土紐の接合部を指押さえした後、全体にヨコナデを施してある。外面も全体にヨコナデとなっている。

14　土師器　埦

断面三角形の高台が貼り付けられ、指ナデによって押さえられている。調整については、磨耗がひどくてよくわからないが、内面底部に一条の沈線がめぐる。

第４節　　盛土層出土の遺物

15　陶器　捏鉢（信楽）

体部から口縁部へかけてほぼ直線的につながっているが、口縁部外面は稜をともなってへこんでい

る。また口縁部端面は外上方へ向き、一条の沈線がめぐる。調整について、内外面ともにヨコナデによって調整されている。

16　陶器　捏鉢（信楽）

体部から口縁部にかけて、ほぼ直線的に続いているが、端部はまるく、一条の沈線がめぐる。調整について、内外面ともにヨコナデによって調整されている。

17　陶器　捏鉢（信楽）

平坦な底部に体部が「く」の字状につき、外上方へ直線的にのびる。調整について、内面は使用によって磨耗しているが、ヨコナデが施されている。外面底部はヘラで粗く削られ、体部はヨコナデを施されているが、最下部に未調整部分がある。

18　陶器　擂鉢（美濃）

直線的な体部に外反した口縁部がつく。また内面には断面三角形の凸帯がつき、筋目はこの凸帯のすぐ下まで刻まれている。また、この筋目は１束に８本あり、全体の幅は２㎝強ある。調整は内外面ともにヨコナデを施してある。

19　陶器　擂鉢（信楽）

平坦な底部に、体部が「く」の字状につき、口縁部迄直線的にのびる。口縁部はかすかに肥厚し、端面は内上方へ向った平坦面となっている。筋目は１本単位で、体部の上下に交互についている。また、その内の１本は口縁端面まで通っているので、これは製作時の目安のひとつかも知れない。調整について、内面下半部は使用磨耗によって調整あとは見えにくくなっているが、体部上半部ではヘラ削りの後ヨコナデが施されている。外面底部は粗いヘラ調整がなされ、体部は全体にヘラ削りの後にヨコナデが施されている。しかし下半部のヨコナデは雑である。なお、外面全体及び内面の一部に煤が付着している。

20　陶器　壺

口縁部はわずかに内湾し、端部は外側へ肥厚する。内外面ともにヨコナデ調整がなされている。

21　陶器　壺

口縁部はほぼ直線的である。端部は外へつまみ出された様に肥厚し、端面はほぼ水平面をなす。外面全体と内面最上部に白釉がかかり、内面の露胎部分を見るとヨコナデ調整がなされている。

22　須恵器　高坏

二段すかしの脚部分で、一本の沈線がめぐる。すかしは左右対称の位置にあり、上段のすかしは貫通していない。

23　土師器　高坏

わずかに外反している。調整については、磨耗がひどくてよくわからないが、内面には右下りの刷毛目が見られる。

24　器形・用途ともに不明の土製品

胎土はよく精選されている。色調は明るい褐色であり、焼成は堅緻である。端部はまるく、貫通孔があり、外側は四角形だが内側では形がくずれている。

25　磁器　小皿

平坦な底部にほぼ垂直な体部がつくが、その角は１回斜に削られている。また口縁部外面に鍔がめぐる。口縁端部は鋭い。内面および鍔の上面は茶色釉がかかっており、外面は露胎である。

26　陶器　小皿（美濃）

碁笥様底部から体部・口縁部にかけてゆっくりと湾曲している。体部と口縁部の間で外側に１本の稜線がある。全体に透明の緑釉がかかっている。

27　石錘

全体に楕円形を呈しているが、長軸方向の一端を意図的にカットしている。紐を固定するための刻目は四ケ所ある。

28　石斧

片面はよく研磨されていて、刃部も鋭さを保っているが、反対面は粗雑な削りになっている。また研磨面の上部は若干凹部となっている。

29　石臼

かなり粗い目の刻線がついている。上面・下面ともにその凸部は磨耗している。また、中心孔のほぼ中央にかすかな凸線がめぐっている。

第５節　　腐植土層出土の遺物

30　陶器　擂鉢

わずかに内湾曲する体部に口縁部がつくが、その口縁部内面は強くへこみ、外面には縁帯がめぐる。この縁帯の下部は横へ出ることも、下へたれることもないが、強いナデによる凹線が２本めぐっている。筋目は１束８本のものを切れ目なく連続して施してあり、器面全体に褐色の釉がかかっている。

31　陶器　卸し皿

ゆったりした曲面をなす底・体部に強く外反する口縁がつく。また断面四角形の高台がつく。底部内面には細い刺突具によって小突起を多数作り出して擂り面を形成している。全体に淡褐色の透明な釉をかけてあるが、外面底部及び高台は露胎である。また、内面には擂り面を画する様に擂り金の下絵を鉄釉を用いて描いてある。

32　陶器　浅鉢

平坦な底部に、垂直に立ちあがる体部がつく。口縁端部はまるい。内外面ともに丁寧な調整であるが、内面体部に２段の強いヨコナデが施されている。また、底部外面の外周近くに１本のかすかな沈線がめぐる。

33　陶器　器形不明

ゆるく湾曲する底部に角をもって体部がつくが、体部の様子は不明。高台は、内側を削ってないもので、円盤状である。また、底部と体部との境界附近で何かがついていた痕跡がある。底部外面及び高台外側に白釉がかかっているが、その他は露胎となっている。

34　陶器　灯明皿

ごく小さい高台のつく平坦な底部に、ゆるい「く」の字状に体部がつく。体部はかすかに内湾し、口縁部は外反する。また灯芯置きは内湾し、その基底部に２ケ所貫通孔がある。下絵は流水に菖蒲文

様が鉄釉と白釉で描かれ、全体に透明釉がかかつているが、高台の畳付きとその内部は露胎である。また高台内に陰刻で「ゐ陶」銘がある。

35　陶器　深皿

平坦な底部から内湾曲して体部となり、外反した口縁部がつく。口縁端部はまるく肥厚する。また断面四角形の高台が若干外開きにつく。全体に白釉がかかり、内面に芦原が描かれ、外面は抽象化された鳥（鳳凰ヵ）が描かれている。畳付きと高台内部は露胎である。

36　陶器　蓋

天井部は直線的で、端部が下方へ肥厚する。また端面はほぼ垂直である。偏平なつまみがつく。内面かえりはほぼ垂直で深く端部はまるい。上面全体に白釉がかかり、下絵は黒い釉の松枝を描いてある。その他の部分は露胎である。

37　陶器　蓋

天井部は直線的にのび、端部はまるくおさめてある。つまみはやや偏平である。内面のかえりは直線的だが、端部はうすくなっている。上面全体に濁った緑色釉がかかるが、内面全体は露胎である。

38　磁器　埦（染付）

底部から体部へと湾曲し、高台は浅いが畳付きは広い。少し茶にくすんだ白地釉にくすんだ呉須で文様（不明）が描かれている。畳付き及び高台は露胎である。

39　磁器　埦（染付）

内湾する体部から外反しながら口縁部へと続き、端部はさらに外反する。内面は無文だが、外面には淡い呉須で植物文（不明）を描く。

40　磁器　猪口（色絵）

体部から口縁部へと外反している。高台は若干深めである。内面は無文であるが、外面では圏線によつて区画された中に樹下の人物像（複数。内１人は子供らしく、扇を使っている。）を描いてある。また、体部下端には青海波の横並び連続文がめぐる。高台内では１条の圏線がめぐり、その中に「ミ　造」銘がある。なお、畳付きだけが露胎である。

41　磁器　皿（染付）

平坦な底部に内湾する体部からわずかに外反する口縁部へと続く。高台は断面三角形である。内面体部では上に１条、下に２条の圏線によつて区画された中に植物（種類不明）の唐草文が描かれ、見込みには五弁花文が描かれている。外面では、体部に不明の文様が描かれ、体部最下部と高台外側面とに３条の圏線が引かれている。また高台内では１条の圏線が引かれるとともに、中央には二重の四角の圏線の中に図案化された「福」の字が描かれている。

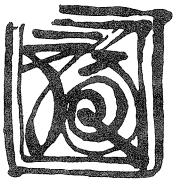

42　磁器　皿（染付）

体部から口縁部にかけて滑らかに内湾し、口縁端部は波形になつている。小さな高台がつき、その中は蛇ノ目になつている。内面は、丁度高台の上あたりに右図の様な連続文がめぐっていて二分されている。体部には、青海波や羊歯を四方につけた七宝文、丸文等が描かれている。また底部には、梅や菊、笹等を丸く組合せた文様が描かれている。外面体部には、

鳳凰文が描かれ、最下部には２条の圏線が引かれている。

43　磁器　皿（色絵）

底部は碁笥底状であるが、ごく小さい高台がつく。また口縁部は小さく外反する。全体に白の地釉がかかっているが、畳付きは露胎である。口縁端部内側に赤褐色の圏線が１条めぐり、内面全体に「十八聯隊長佐藤大佐」の軍隊が「鴨緑江」に臨んでいる図が描かれている。向う岸にはおそらく「清国軍」であろう陣地が見える。外面は無文である。

44　磁器　皿（染付）

高台はほぼ垂直につき、端部はまるい。また高台内は蛇ノ目になっている。内面においては、**42**と同様の連続文帯によって区分され、体部側ではこまかい花弁の地文に松枝を組合せた文様が描かれている。また連続文帯の内部では、やはり**42**と同様に梅・菊・笹の組合せによるまる文が描かれている。外面では、よくわからないが、３条の圏線と不明の文様が描かれている。

45　磁器　小皿（染付）

体部から口縁部にかけては植線的にのびるが、口縁端部はかすかに外反している。地釉は淡く茶色にくすんでいる。内面口縁部では２条づつの圏線に区画された中に、松葉組合せの連続文が描かれ、底・体部境界付近で１条の圏線が描かれている。外面では、複数の枠絵（おそらく４枚）が描かれている。その内１枚は富士山を描き、もう１枚は海岸の網干しの風景である。

第6節　墓壙(ＳＫ－１）出土の遺物

46　鉄釘（木質付着）

これは木棺に付着していたものである。釘の長さは不明だが、断面は四角形である。また、付着している木質繊維の方向は、上の部分は釘に垂直であり、下部分は並行になっている。

47　鉄釘（木質付着）

釘の長さは不明だが、断面は四角形である。また、釘頭部は若干曲っている。付着している木質繊維の方向は釘とは垂直になっている。

48　輪状鉄具

鉄銹がひどくてわかりにくいが、断面は四角形である。また、一方の端部は他方に比べて大きくなつている。なお、この鉄具は木棺の北東角のすぐ上で検出されたものである。

第７節　　墓石の観察（図版13）

久徳家墓地の墓石は、いわゆる笠（卒）塔婆と呼ばれる形態のもので、３つの部分、すなわち基礎塔身・笠がそれぞれに作られて組合されたものである。 なお、この墓石は調査時には一旦分解されたが、現在は遺跡そばに復元されている。また石材は花崗岩である。

1　基礎

平面形はほぼ正方形だが、前の方約３分の１の所で前後に２分されている。前部分は花等を供える場所になっているが、後部分は塔身を据える台座部分であり、１段高くなっている。台座の周囲は蓮華を浮彫にした、いわゆる反花の形になっている。なお、裏面と底面は粗削りのままだが、その他の面はきれいに整形されている。

2　塔身

塔身は、前後の厚さが正面幅の約2分の1となる板状のものである。正面には、種子及び法名が陰刻されているが、その面は塔身のもとの面より1段削り込んであり、擬宝珠形となっている。さらにその周囲にも同形の1条の圏線が陰刻されている。また、左右両側面にも銘文が陰刻されている

- （右側面）　維元禄十一戊寅七月廿六日
- （正面）　釋　道賀信士　不退位
- （左側面）　久徳氏正明墓

3　笠

笠は寄棟造りで、正面を唐破風としてある。また最上部には宝珠をのせず、大棟を強調したものになっている。また唐破風の上の棟あるいは千鳥破風を強調している。正面唐破風の破風板にあたる面には1条の陰刻線が施され、拝みにあたる部分には懸魚を半円形に模式化して取り付けてある。

第8節　木棺の観察（図版15）

木棺の平面形は、1辺が約55cmの正方形であり、側面板を底板に乗せ、底面から釘を打ち込んで固定したものである。また側面板相互の固定法については、図版15に模式図を添えてある。まず一方の側面板内側の両端付近に縦方向の溝を1条つけ、他方の側面板の両端の半分を、上記の溝と同型に削り出す。そしてこの削り出された部分を他方の溝に嵌め込み、外から釘を打ち込んで固定する。

所で側面板の高さについて見ると、その内の1面は約33cmあって最も高く、他の3面はそれより低い。また、これら低い3面の板の上面には2ヶ所づつ釘が打ち込まれているが、これは高い方の板と上面を合わせるためにそれぞれ接木をしたものと考えられる。なお、蓋にあたる板は検出されなかった。また樹種については、京都市埋蔵文化財研究所の岡田文男技師の鑑定により、「ヒノキ」であることがわかった。

木棺内から出土した遺物としては、土師器の極小細片が3点と中に落ち込んだ側面板の接合部分及び人骨がある。人骨の詳細については、滋賀医科大学法医学教室龍野嘉紹教授にお願いした鑑定書を追補してあるのでそれを参照ねがいたい。所で人骨出土状況（図14及写真図版10・11）を見ると、第1に木棺が小さくて成人男子の遺体を納めることは不可能である。第2に左右の足の骨（大腿骨と脛骨）を組み合わせ、それに乗せる様に、しかも顔面を上向きにして頭蓋骨を据えてある。以上の2点から、遺体を何らかの方法で肉質部分を消滅せしめた後、骨質部分だけを棺に納めたものと考えられる。

第6章　まとめ

第1節　遺構の年代について

墓壙（ＳＫ－１）の年代については、それを積極的に示す様な遺物はないので、やはり墓石の銘文

による元禄11年（1698）を信ずる以外にないであろう。なお、ＳＫ－１は塚状の高まりの中に作られたものであり、図版４の断面図について見るならば２と６の境界から掘り込まれているので、この塚はＳＫ－１つまり久徳正明の墓を作るためのものであろう。

小溝（ＳＤ）の年代については、上記の塚を作った時点を下限に、後述ＳＫ－２を上限にできる。所で、ＳＤ中の遺物信楽甕破片（図版８の13）は14世紀前半のものと考えられるが、この破片１点では決め手にはならない。

土壙（ＳＫ－２）は、遺物からある程度の年代推定は可能である。まず黒色土器埦についてみると、口縁部外面に粗雑なヨコナデ調整を施してあること。やや粗雑な暗文があること、口縁端部内面の沈線が退化したり、あるいはなくなってしまっていること。外面に指押痕があること。以上のことが特徴としてあげられる。また土師皿では、口縁部内外面にヨコナデを施し、底部外面には指あとがあることが特徴である。以上の諸点からＳＫ－２は、栗東町手原遺跡のＳＤ－６[註1]とほぼ並行するものと考えられ、大橋信弥氏の黒色土器埦編年から、13世紀前半であろうと考えられる。

なお、最下層の灰色砂礫層は旧河床[註2]と考えられるが、そこの出土遺物によって平安時代後期であろうと考える。

第２節　久徳正明の系譜について

久徳氏はもともと犬上郡久徳を本貫とするが、その一支族が栗太郡の「釣」へ移住・定着したとされている。それがいわゆる「釣久徳氏」である。現在、釣久徳氏について管見できる史料は『栗太郡志』所収の若干の資料や『久徳史』[註3]・『中原姓久徳氏系圖』[註4]（以下『系圖』と略す。）である。所で『久徳史』は上記『系圖』を参考にしているが、『系圖』の中の附註には「家記曰云々」とあるので、もともと『家記』なるものがあったことになる。

久徳氏は犬上郡の土豪多賀氏の分流と云われている。すなわち『系圖』によれば、多賀兵庫助高信の次男定高の附註に「依軍功佐々木管領政頼朝臣賜久徳郷故改多賀称久徳」とあって、この定高から久徳氏が始まるとされている。また、久徳氏５代目久徳美濃守實昌の附註には「家記曰實時兄美濃守實昌依管領家勘氣除名号弟實時為家督後年釣里閑居云々　行年七十三歳卒　法名西光院殿好月明輝居士」とあって、ここから「釣久徳氏」が始まるとされている。さらに『栗太郡志』所載の『額田部大明神之古記』には「……大永載間　當國犬上郡多賀城主　美濃守中原實昌、有故而栗元郡釣里閑居焉云々」とあり、『系圖』との相違点はあるものの、實昌が「釣里閑居」したのは、大永年間（1521～1528）であったのであろう。[註6]しかし、何故に「閑居」の地を栗太郡の「釣里」に選んだのか、また「釣里」もかなり広いが、どの地に居を構えたのか、これらの点については不明である。[註7]

久徳正明は實昌から第12代目にあたる。『系圖』によれば、「久徳八兵衛正明　室片岡角左衛門娘　元録十一寅七月廿六日卒　法名　融光院道賀信士」とあり、調査地に建っていた墓石の銘文と一致する。また、正明の父親にあたる正友は「元録十年（ママ）丁丑十月廿六日卒」となっているので、正明はいわゆる早死をした様であるが、調査で出土した人骨も中年の早い時期のものであると鑑定されている点と一致している。

第３節　当遺跡の歴史的変遷

当遺跡において最も古い時点が押さえられるのは、最下層の灰色砂礫層である。これは既述の如く、

平安時代後期であろうと考えられるが、その時点では旧河川の川床であったものと考えられる。その後、当遺跡地内は川床部分と微高地部分になり、その微高地部分に土壙（ＳＫ－２）が作られている。したがって、この附近は恐らく下釣遺跡の最南端部分だったのであろう。

その後、近世に至る迄に小溝（ＳＤ）が通されているが、これは何のための溝かわからない。しかし、既出『系圖』によれば、實昌の曽孫である八郎教網の附註に「……信佛教天文廿一壬子年於墳地営一寺祖先實昌之以法諱号西光寺……」とあって、この「一寺」が口伝の「西光寺」であろうと考えられるが、前記の小溝はこの西光寺建立（1552年）に関連するものかも知れない。所で、この西光寺は現存せず「信長焼打」の口伝がある。しかし、調査結果から「焼打」を積極的に立証するようなものは検出されなかった。では、西光寺の廃絶時期は何時にもとめ得るのであろうか。

この問題につき『系圖』[註8]によれば、八郎教網以後の人々の附註を見ると、八太夫教正では「文録元(ママ)壬辰年正月廿二日卒　西光寺葬先営側……」とあり、八助昌清では「寛永五丑戊辰十二月三日卒葬西光寺」また清記保網では「寛永九壬申五月八日卒　西光寺葬」となっていて、それぞれの葬地が西光寺であることを明示しているが、その後の人々にはそれがなく、正明も同様に葬地が明示されていない。しかし正明は既述の如く西光寺に葬られていたので、正明あるいはその子息長右衛門正綱までは西光寺に葬られていたものと考えられる。以上のことから、「西光寺葬」が明示されている保綱の卒去（1632年）以後、葬地の明示がない小太郎昌宗の卒去（寛永十二年亥二月廿六日――1635年）迄の間に西光寺は廃絶したものと考えられる。しかし、その後も正明の例に見られる如く墓地としては機能していたが、恐らくは正明の子息長右衛門正綱卒去（元録(ママ)十一年戊寅十月十九日――1698年）の後しばらくして墓地としても廃絶したものと考えられる。その後、当遺跡は桐林（口伝）になり、あるいは竹藪になって続いてきたが、現在は新葉山川の右岸堤防の一部へと激変することになった。

第4節　残された問題

今回の発掘調査によって、当遺跡は久徳氏と深く関わっていることを知ったが、さらに久徳氏の持つ歴史的性格を明らかにすることによって、当遺跡の持つ意義をより深く把握できるものと思う。

以下では、この様な観点に立って当遺跡の持つ問題点を整理しておこう。

（1）　立地について

当遺跡があばれ川たる葉山川の堤防下にあることには、それなりの意味があると思う。前述したことではあるが、ここに墓地や寺院を造営したと云うことは、葉山川の流れを安定せしめたことを意味するが、この墓地と西光寺の造営主体が久徳氏であることから、葉山川治水工事の主体も久徳氏であったものと考えられる。さらにこの近辺には、近年迄久徳池があり、その堤の一部が現在も久徳芳文氏宅地内に残っているが、この様なことにも、久徳氏が糠田井村で果した役割が反映されているものと思う。したがって以上のことから、新参者の久徳氏は葉山川治水と灌漑整備をテコとすることによって、土豪的在地性を身につけ、この「釣里」の糠田井村に定着したものと考えられる。

しかし近世に入ると、西光寺の廃絶やその後の墓地の廃絶に表われている如く、村落内における久徳氏の地位が微妙に変化しているが、この変化を把握することがこれからの課題となるであろう。しかも、この変化は以下に述べる問題点とも関連を有するものと考えられる。

ここで、西光寺の廃絶について簡単にふれておこう。前述してきた如く、西光寺は、久徳氏の屋敷

地内に建立されたこと、先祖の墓地の側に建立されたこと、その寺名を「釣久徳氏」の祖とされる實昌の法名院号から取っていること、等々の点から、祖霊祭祀と死霊祭祀[註9]の機能を合わせ持ち、それを基礎にして一族の結束をはかるイデオロギー的機能をも帯びた「氏寺」あるいは「持仏堂」であったものと考えられる。

所が、近世に入って幕藩権力により本末関係の明確化と寺壇制度を強制されてきた時、その「氏寺」的性格が限界となって「村寺」化することができずに廃絶せざるを得なかったものと考えられる。[註10]

（２）　墓石銘文について

墓石正面の銘文は図版13に見るが如く「釋　道賀信士　不退位」となっているが、この銘文は奇妙なアンバランスを持っている。法名に「釋」を冠するのは浄土真宗の作法であるが、「信士」など中文字を入れるのは浄土真宗の作法にはそぐわない。中文字は浄土真宗以外では大部分の宗派が使用するが、久徳氏はもとは天台宗であったとされ、さらに前述西光寺も天台系寺院であったとのことから、この「信士」は天台宗のものと考えられる。したがってこの銘文は浄土真宗的要素と天台宗的要素とをあわせ持っていることになる。

所で『系圖』中の正明の法名を見ると「融光院道賀 信士」となっていて、正明の法名は正確には、天台宗のものである。では、何故に墓石の銘文が両宗混交のものとなったのであろうか。

『系圖』によれば、正明の子息正綱迄はその法名に「信士」あるいは「居士」を使用しているが、正綱の子息小兵衛治正忠の法名は「釋　浄華」とあり、それ以後の法名は同様の形態を取っている。したがって、久徳氏は正忠の時代に天台宗から浄土真宗へと改宗をしたことになるが、このことが、正明の墓石銘文に反映されたものであろう。すなわち、正明の墓石は、久徳氏が浄土真宗に改宗した後に、追善供養として　あるいは後述する改葬の際に建立されたものと考えられる。

（３）　葬法について

葬法については前述の通り、遺体の肉質部分を消滅せしめた後、残された骨質部分を木棺に納めて埋葬されたものと考えられる。この様な葬法は、恐らく、遺体を一旦埋葬し、一定の期間を置いた後に掘り出して骨質部分を改めて埋葬すると云う再葬によるものと考えられる。

正明の他の人々もこの様な葬法であったかどうかはわからないが、『系圖』によれば、正明の孫にあたる前出正忠の附註に「……始為火葬」とあるので、正忠以前は少なくとも土葬であり、以後は火葬が行なわれていたものと考えられる。

それにしても、正忠の時代に葬法が火葬に変わり、天台宗から浄土真宗に改宗していることには、火葬と浄土真宗との間にある問題もさりながら、西光寺廃絶や墓地の廃絶と関連させる時、糠田井村における久徳氏の位置に微妙な変化があらわれているものと考えられる。

註１　『栗東町文化財調査報告書第一冊　手原遺跡発掘調査報告書』　（栗東町教育委員会・栗東町埋蔵文化財調査団　1981年）

註２　註１に同じ

註３　『久徳史』は1968年に、多賀町久徳地区の通史として刊行されたものである。

註４　ここで利用できる『系圖』は近年書写されたものである。また、各人名ごとに附註がつい

いているので、各人ごとの事績を知ることができる。なお、ここで必要な部分についての略系図を示しておく。

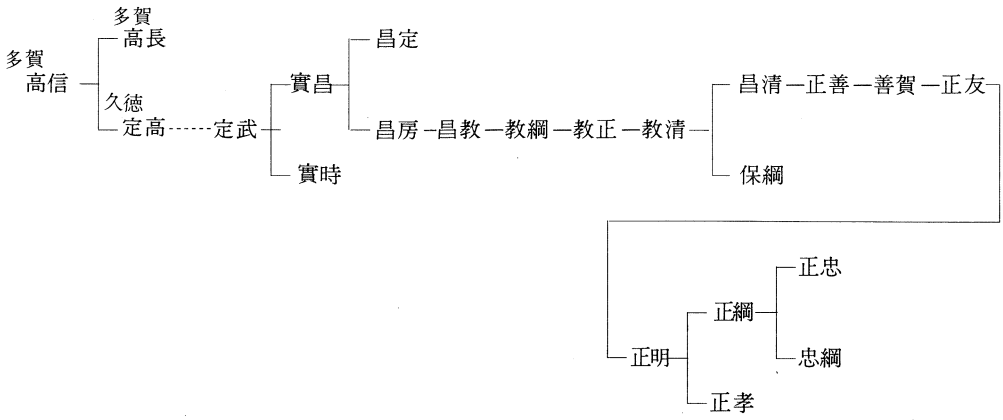

註５　糠田井（現下釣乙）には現在も額田部神社がある。

註６　「閑居」の時期を大永年間とするには、『系圖』中の他の部分とも矛盾する点があるが、今は深く追求する必要はないであろう。

註７　いわゆる「釣里」には現在字名で、上釣・下釣・下釣甲・下釣乙があり、第２章で述べた「釣の陣」にしても上釣・下釣両説があって定かではない。しかし、『系圖』中、實昌の子息左近充昌房の附註には「別居南平野一家祖先之灵、崇峻天皇 額田部姫命 分祀以神号額田部為村名」とあり、これは現存する額田部神社のことである。すなわち、昌房は實昌等とは「別居」して、南の方へ移り、そこに額田部神社を祀ったことになる。であるとすれば、實昌がはじめて「釣里」に居を構えたのは、糠田井村の北、現在の下釣甲あたりかも知れない。

註８　西光寺に関する史料は、管見では『系圖』だけである。

註９　赤田光男氏によれば、「寺堂」を「祖霊祭祀堂型」と「死霊祭祀堂型」に二大区分し、それについて、「わが国固有の霊魂観念、すなわち死霊は七年ないし十三年、あるいはふつう十七年ないし三十三年すると、祖霊化し、先祖神に帰一するという霊の昇華融合の観念に基づいて祖霊祭祀堂型と死霊祭祀堂型に二大別」するとし、「霊の二元性の次元と霊魂祭祀の場所とのかかわりには深く留意すべき」である、としている。

註10　「村寺」化するとは、村落社会を基盤にし、その中に抱摂されることを意味するが、それには寺壇関係を有するものと有しないものとがある。無壇家の場合には、村落社会の祭祀の場として村民の講組織等によって支えられることになる。

なお、現場調査には調査補助員として、玉村由紀子・河村悦子・山本晃子の協力を得ました。また、遺物の実測・トレースは、調査員古川登が行ない、遺物写真の撮影は、寿福滋氏が行ないました。最後になりましたが、ここに記して謝意を表します。

近世墓木棺の取り上げ保存

はじめに

栗東町下鈎乙所在の久徳家墓は、江戸時代（元禄11年―1698年）の土葬墓であり、発掘調査によって墓石の下約 1.5m より当時の木棺が良好な状態で遺存していることが判明した。棺自体を安全に遺構から切り取り、さらに棺内部を精査する目的でこの木棺の取り上げを実施したので報告する。

写真―1　作業用の溝の掘削

写真―2　木棺の養生

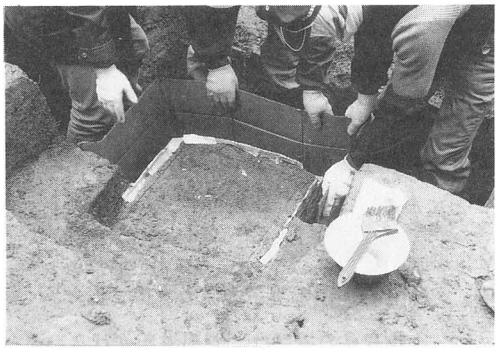

写真―3　枠の設定

1．取り上げ作業の方法と材料

はじめに述べたように木棺は良好な出土状態であったが、複数の棺材を組み合わせたもので、釘が相当腐朽していたため通常の取り上げでは木棺の解体が危倶された。

そこで、こうした出土遺物の取り上げ方法には脆弱な遺物および遺構などの取り上げ保存において従来より実績のある発泡硬質ウレタン樹脂（註）による遺構からの切り取り法を適用することにした。

2．木棺の取り上げ過程

a．取り上げの準備　木棺の周囲の取り上げ作業のための溝は、作業を進める上で充分な広さを必要とするため、取り上げ対象の周囲に他の遺構などの有無を確認しながら作業用の溝を掘削し、遺構からの切り取り作業にそなえた（写真―1）。この発掘調査現場においては、地下水の涌き出しは少なく壁面の崩壊などは起こらず順調に作業を進めることができた。

b．和紙の水張りよる養生　発泡し硬化した硬質ウレタン樹脂が棺材に直接接触することのないように、棺の上部および側面に和紙の水張りを行った（写真―2）。

c．発泡硬質ウレタン樹脂の充填　発泡硬質ウレタン樹脂が反応して発泡する時、取り上げ対象と確実に密着するよう木棺の側面の周囲に約10cm程度の空隙をもたせながらダンボールで

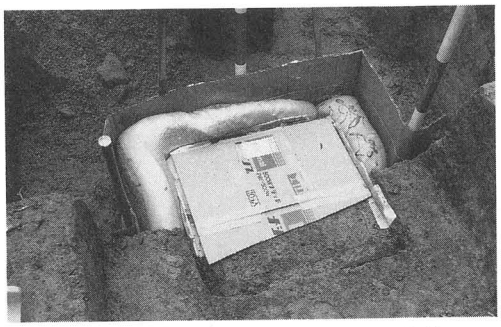

写真－4　発泡硬質ウレタン樹脂の充填

写真－5　木棺の反転

写真－6　搬出作業

枠を設定した（写真－3）。まず、この空間に発泡硬質ウレタン樹脂を流し込み発泡させて充填し、さらに木棺の上面にも同樹脂を流し込み梱包した（写真－4）。

d．木棺の反転　発泡硬質ウレタン樹脂で梱包した木棺を遺構から切り離すために木棺の底部から約10cmの余裕をもたせ下部に鉄板（厚さ約3mm）をジャッキで挿入した。この鉄板と梱包した木棺とを角材および針金で固定して慎重に反転させた（写真－5）。

e．底部の土の除去　遺構と切り離すため挿入した鉄板を取り除き、木棺底部に付着している土を除去した。さらに底部にも和紙を水張りし、発泡硬質ウレタン樹脂を流し込み全体の梱包を終えた。

3．搬出

木棺の全体を梱包したものに運搬用の角材を取り付け（写真－6）、現場から搬出した。全体の重量は約80kgであったため特に重機を使用せず人力での取り上げが可能であった。

4．まとめ

今回、近世墓木棺の取り上げには発泡硬質ウレタン樹脂による取り上げ保存法を適用し安全に取り上げることができた。木棺を室内に搬入し内部を精査した結果人骨が検出された。こうした遺構および遺物の取り上げの目的は、今回実施したように、脆弱な遺物を安全に取り上げる場合や、遺構そのものを出土した状態で切り取り、さらに室内で精査したり、展示などの活用を目的として実施される場合がある。

註－1　発泡硬質ウレタン樹脂は、通常冷蔵庫や住宅などの断熱材として利用されている。この樹脂は2液性で、両液を混合し攪拌することで発泡し、温度にもよるが容量比で約30倍に膨脹し硬化する。発泡硬質ウレタン樹脂は軽く、大きな強度を持っており、この材料で梱包された遺物や遺構は、従来用いられてきたコンクリートや石膏に比べ非常に軽く、移動や運搬に適している。今回は、こうした発泡硬質ウレタン樹脂の性質を応用し遺物の取り上げに使用した。

参考文献　沢田正昭・秋山隆保「考古遺物の保存法―現場における脆弱遺物の処理法を中心に―」（『考古学と自然科学』第11号、1978年）

鑑　　定　　書

（栗太郡栗東町下鈎乙
久徳芳文氏所有地からの出土人骨）

滋賀医科大学法医学教室

龍　野　嘉　紹

鑑　　定　　書

栗太郡栗東町下鈎乙　久徳芳文氏所有地からの出土人骨について，昭和60年　月　日滋賀県埋蔵文化財センター所長は私に対して下記事項の鑑定をするように依頼した。

鑑　定　事　項

1．年齢，性別，人骨の部位，その他の特徴

依つて滋賀医科大学法医学教室剖検室において必要な検査を行い，その結果に基きこの鑑定書を作成した。

骨鑑定

記号

1．右脛骨の一部　長さ約25.5cm，上端部は欠損し，上部の長さ約８cmの部分は上下方向に数片に骨折している。下部の長さ約15cmの部分は骨髄を認めず中空の状態である。
さらにその下部の約 2.5cm前後の骨は殆んど原形をとどめずきわめてもろい状態である。上記の長さ15cmの骨の周囲の最大長は 8.1cmである。（写真１）

2．右腓骨　長さ約19.7cm，腓骨下部の一部であり，上部は欠損している。下端部から約 7.5cm及び11.3cmの部分で各々骨折している。（写真２）

3．右腿骨下部　長さ約21.8cm，骨髄は殆んど消失して中空の状態である。最大周囲長は 9.7cmである。その他，破片状の緻密質の部分が数個認められる。（写真３）

4．長管骨の緻密質数片　部位は不詳。　（写真４）

5．肋骨及びその他の部位の骨小片　10数個。　（写真５）

6．膝蓋骨，頸椎，その他の椎骨　数個。　（写真６）

7．右上腕骨下部　長さ19.7cm，下端部から約 4.5cmの部位で骨折。骨髄は消失し，中空の状態である。　（写真７）

8．左肩甲骨の一部　関節窩，肩峰の起始部，外側縁の一部などが残存している。　（写真８）

9．左大腿骨上部　長さ22cm，周囲の最大長10.5cm，骨頭，頸，大転子，小転子は欠損している。上部の海綿質が一部残存している。　（写真９）

10. 左頸骨の一部　長さ約20cm，２ケ所で骨折。さらにその骨折部で一部粉砕状。　（写真10）

11. (イ)右橈骨　長さ約14cm，上端部から上部にかけて残存。
上端部から約６cmの部分で骨折。
(ロ)右尺骨上部　長さ約13.3cm。　（写真11）

12. 左尺骨の一部　長さ約13.2cm，中空をなしている。　（写真12）

その他，頸椎，椎骨の一部，助骨の一部，手足の指趾骨など骨小片多数。

「頭蓋顔面骨」

頭蓋顔面骨　左右前頭骨，頭項骨，左側頭骨の一部。

冠状縫合は正中から左の部分ではかなり融合している。右側半では融合せず，縫合部で離開している。矢状縫合は融合せず離開し，正中部から近接の左側の頭項骨を一部欠いている。（写真13，14）(

頭項骨の厚さは約 0.7cm前後である。

前頭骨の厚さはほぼ 0.7cmである。

左右後頭骨の一部　人字縫合は殆んど融合していない。

外後頭隆起及び内後頭隆起は著明に隆起している。外後頭隆起，内後頭隆起部の骨の厚さは2.05cmである。　（写真15，16）

右側頭骨の一部　外耳道及び乳様突起の部分が残存している。乳様突起は大きく，前後の最大長が 2.8cmで堅固である。（写真17）

下顎骨の一部　オトガイを中心として左右約10cmの部分が両端不規則の状態で残存している。残存した左中切歯，左側切歯，左犬歯，左第１小臼歯は歯肉のほぼ上端部の高さで破折している。その他，大臼歯４本。これらの咬合面の咬耗は比較的軽度である。特にう歯（虫歯）は認められない。　（写真18，19，20）

以上の諸所見を総括すると，外後頭隆起の隆起度，右乳様突起の大きさ，その他長管骨の太さなどから男性と考えられる。

年齢については頭蓋縫合の融合の程度，歯牙の咬合面の咬耗の程度などから当時の中年の成人と考えられる。

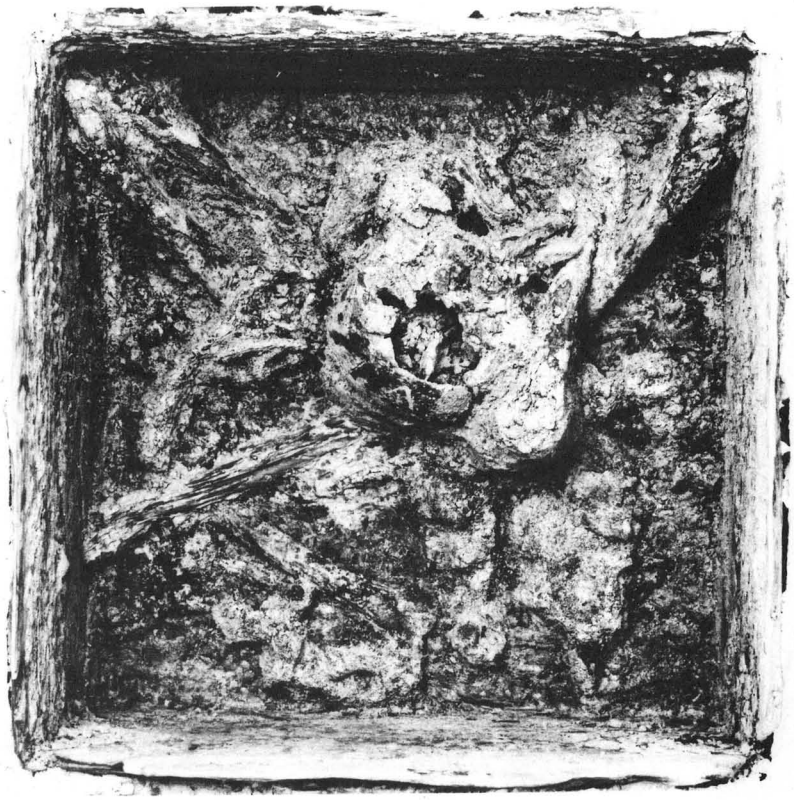

出土された人骨の全景

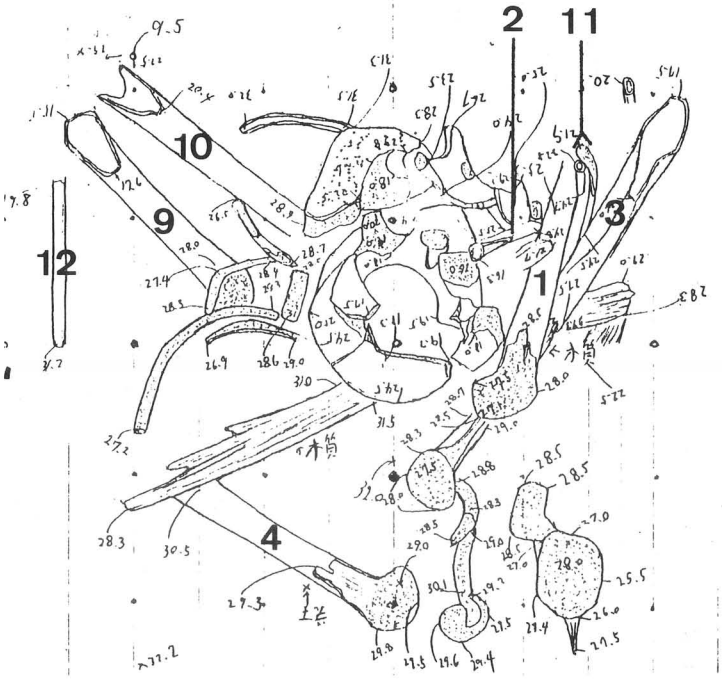

5は１と３の下
6は５の近く
7は１と３の下
8は９と１０の下

上に掲げた写真の見取り図

写 真 1

写 真 2

写 真 3

写 真 4

写 真 5

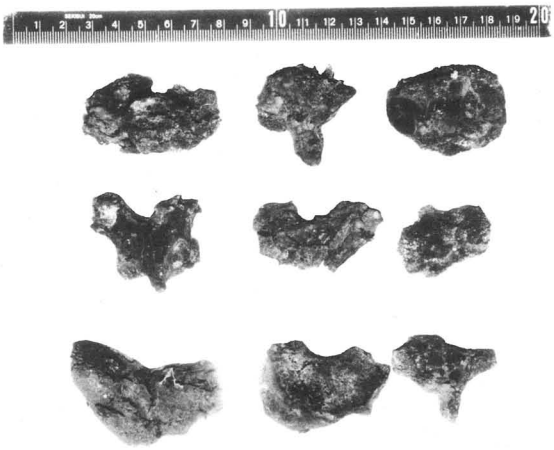

写 真 6

写 真 7

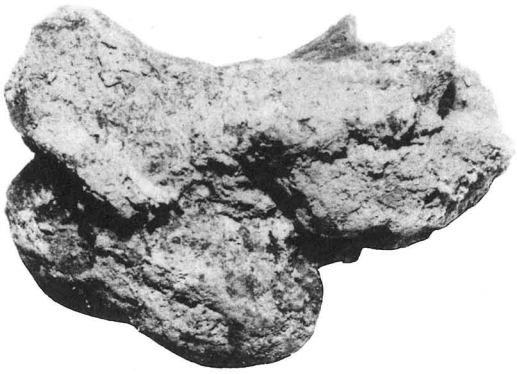

写 真 8

写 真 9

写 真 10

写 真 11

写 真 12

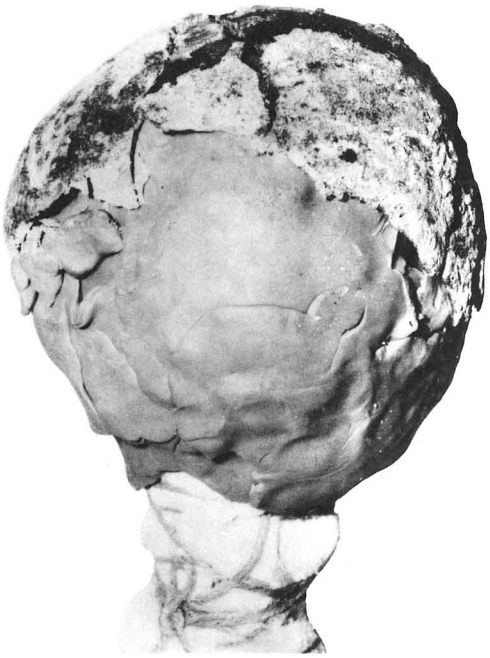

写 真 13

写 真 14

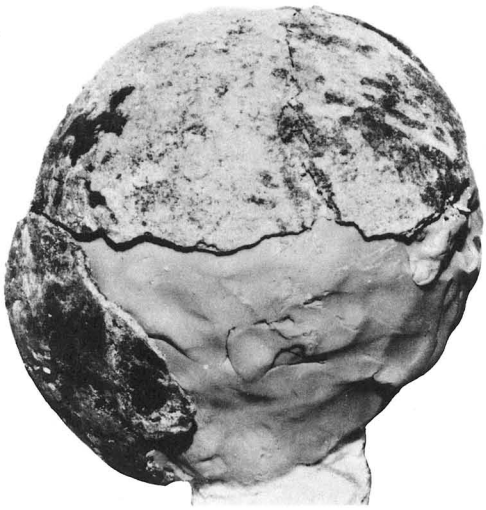

写 真 15

写 真 16

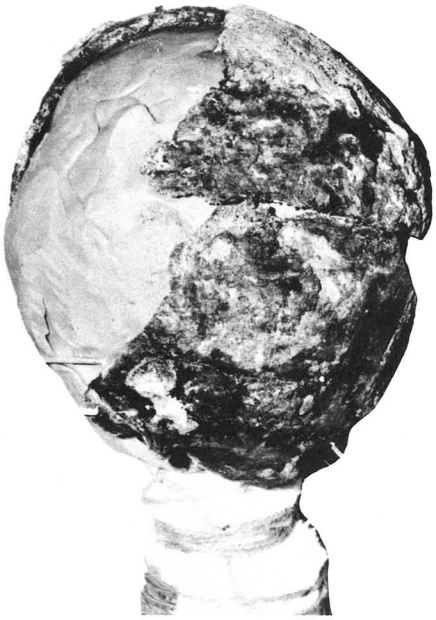

写 真 17

写 真 18

写 真 19

写 真 20

この鑑定は昭和60年　月　日着手

昭和60年　月　日終了

昭和60年７月　日

滋賀医科大学法医学教室

龍野嘉紹 ㊞

図　　版

図版1　調査地位置図

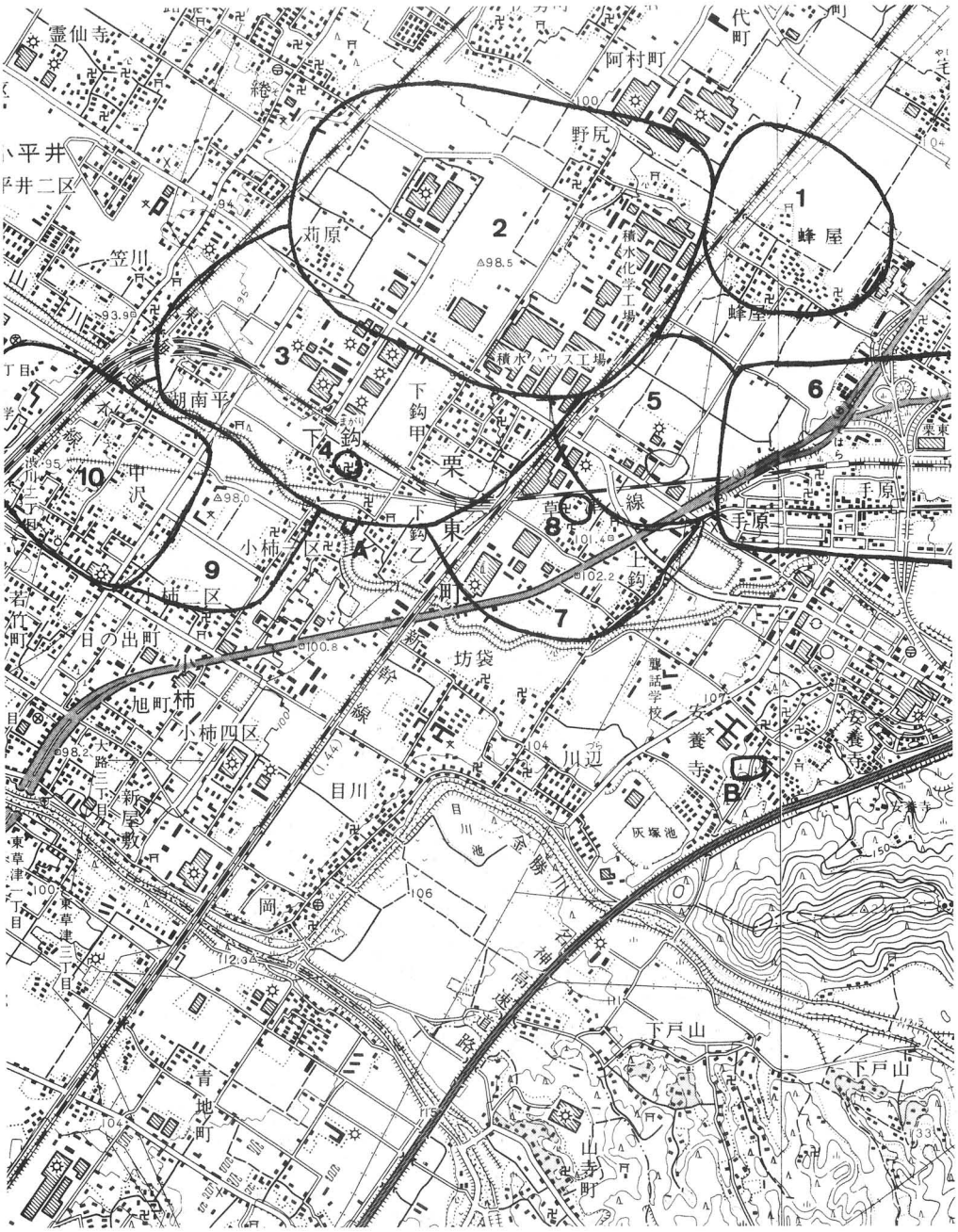

A：久徳家墓地遺跡
B：下鈎等の共同墓地
1：蜂屋遺跡
2：野尻遺跡
3：下鈎遺跡
4：蓮台寺遺跡
5：下鈎東遺跡
6：手原遺跡
7：上鈎遺跡
8：鈎の陣遺跡
9：小柿遺跡
10：中沢遺跡

図版2　調査地附近地形図

図版3　調査地微地形及びトレンチ設定位置

図版4 上層遺構面・下層遺構面トレンチ南側断面土層図

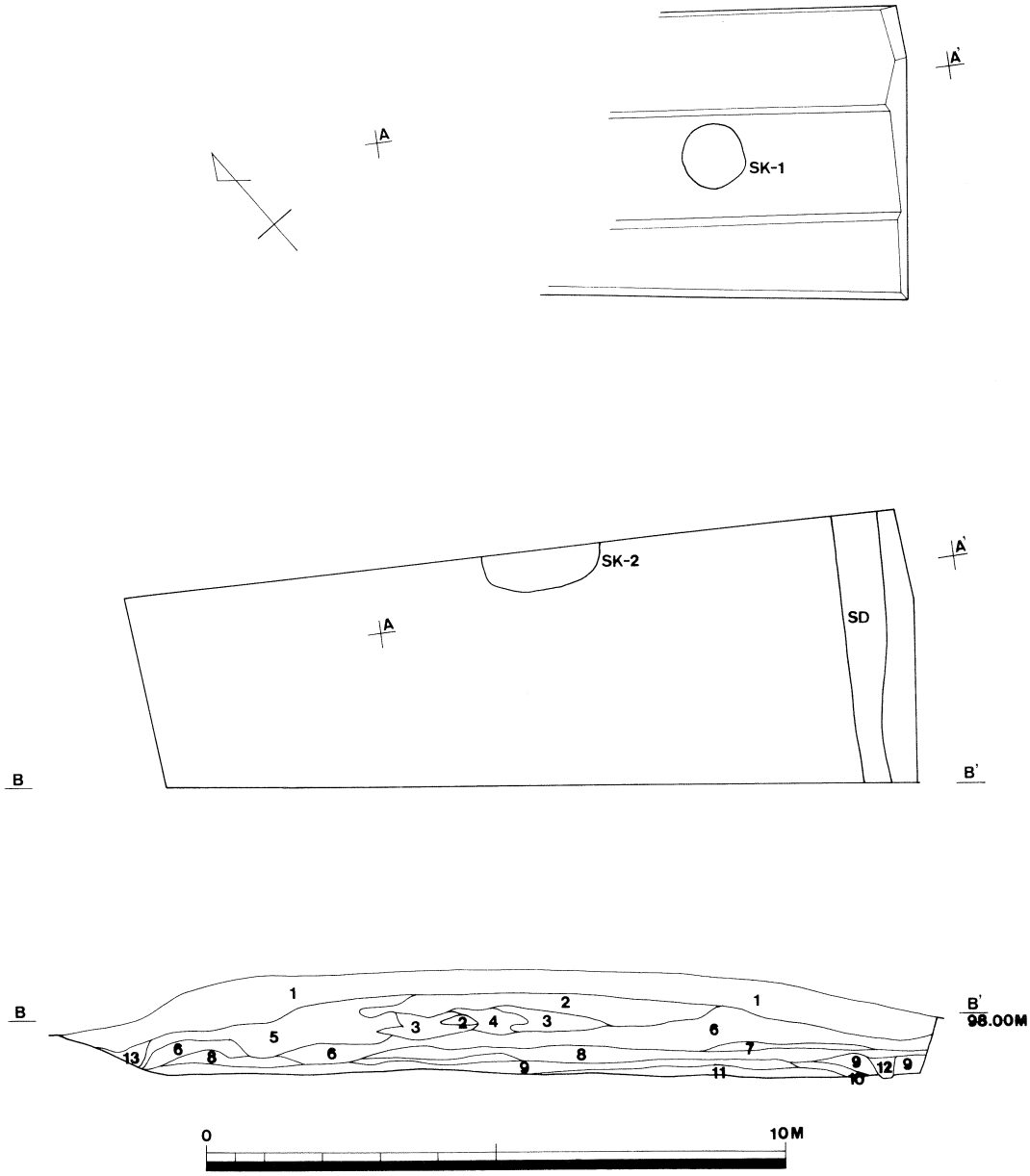

断面図土層名称

1　腐植土層
2　褐色粘質土層
3　灰褐色砂質粘質土層
4　暗褐色砂質粘質土層
5　明灰褐色粘質土層
6　暗褐色粘質土層
7　淡灰褐色砂混入粘質土層
8　黄灰褐色粘質土層
9　茶灰色粘質土層（ＳＤ遺構面）
10　灰褐色礫層
11　灰褐色砂層
12　灰色粘質砂層（粗砂も含む）
13　黄褐色砂層

※　２～６：盛土層であり、５層・６層には、レンズ状の混入土層が見られた。

図版5　遺構垂直分布

図版6 SK—1

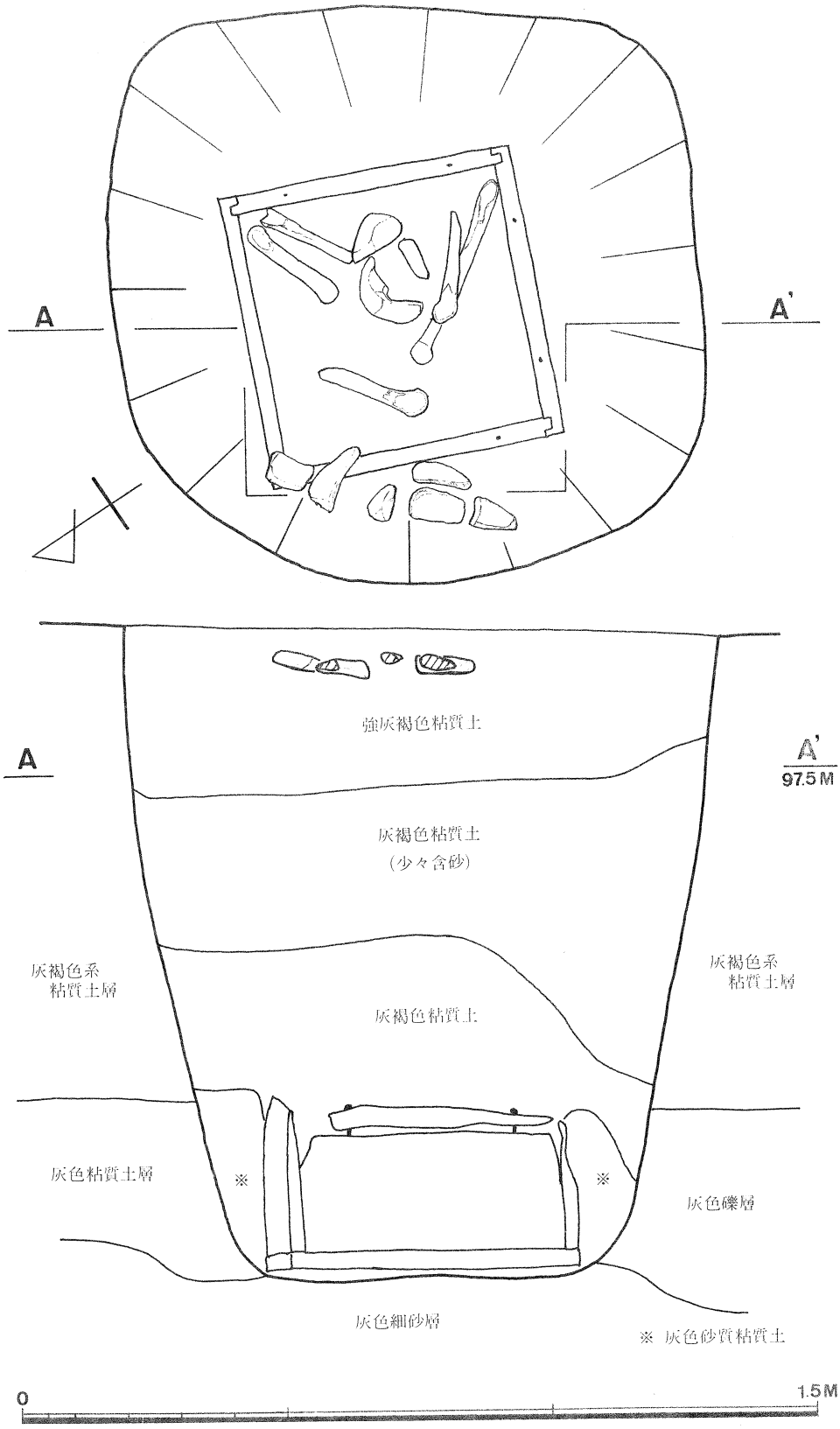
A
A'
A
A'
97.5M
強灰褐色粘質土
灰褐色粘質土
(少々含砂)
灰褐色系
粘質土層
灰褐色系
粘質土層
灰褐色粘質土
灰色粘質土層
※
※
灰色礫層
灰色細砂層
※ 灰色砂質粘質土
0
1.5M

図版7　SK－2

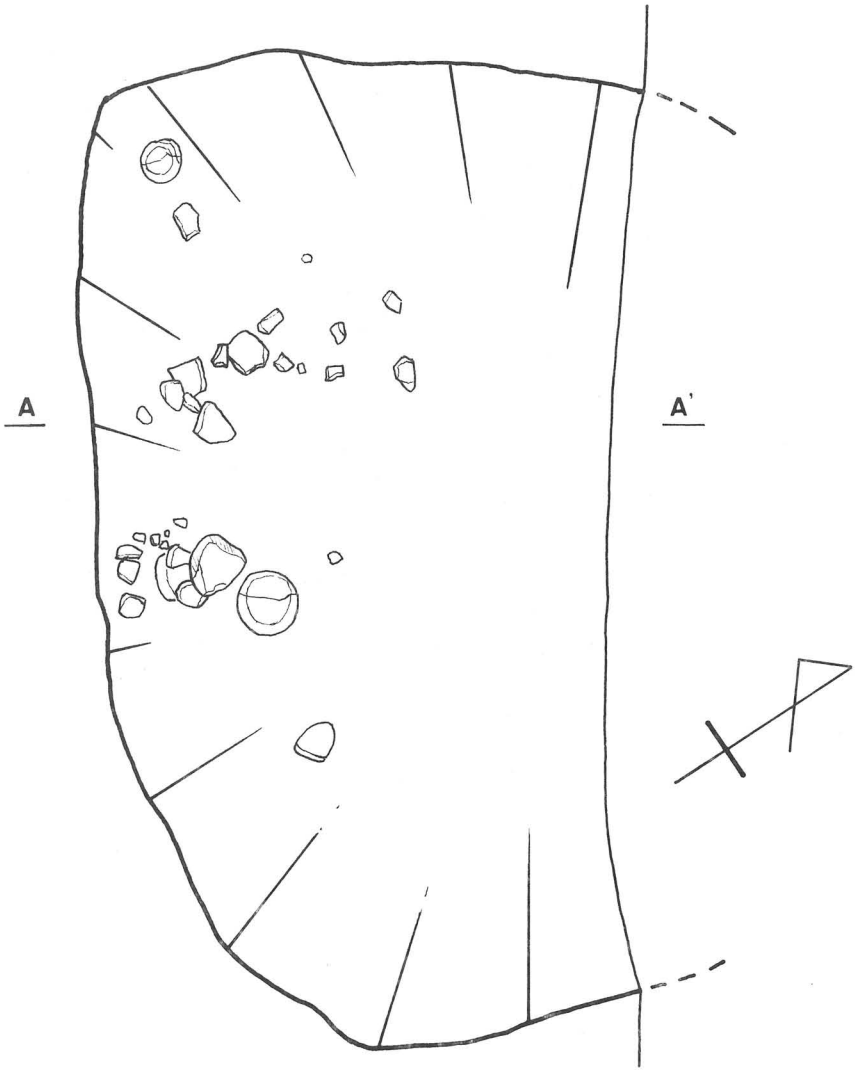

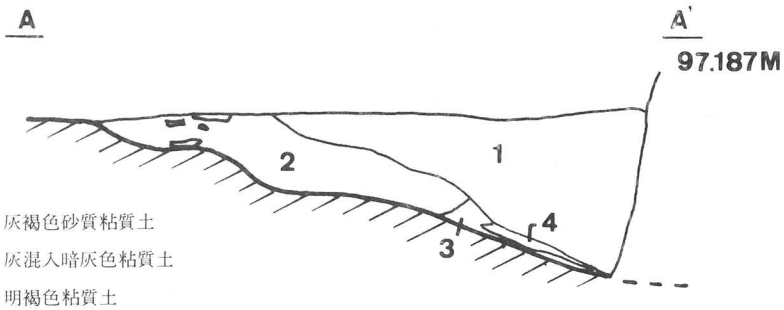

1　灰褐色砂質粘質土

2　灰混入暗灰色粘質土

3　明褐色粘質土

4　炭粉

地山、灰褐色砂質粘質土

図版8　出土遺物(1)

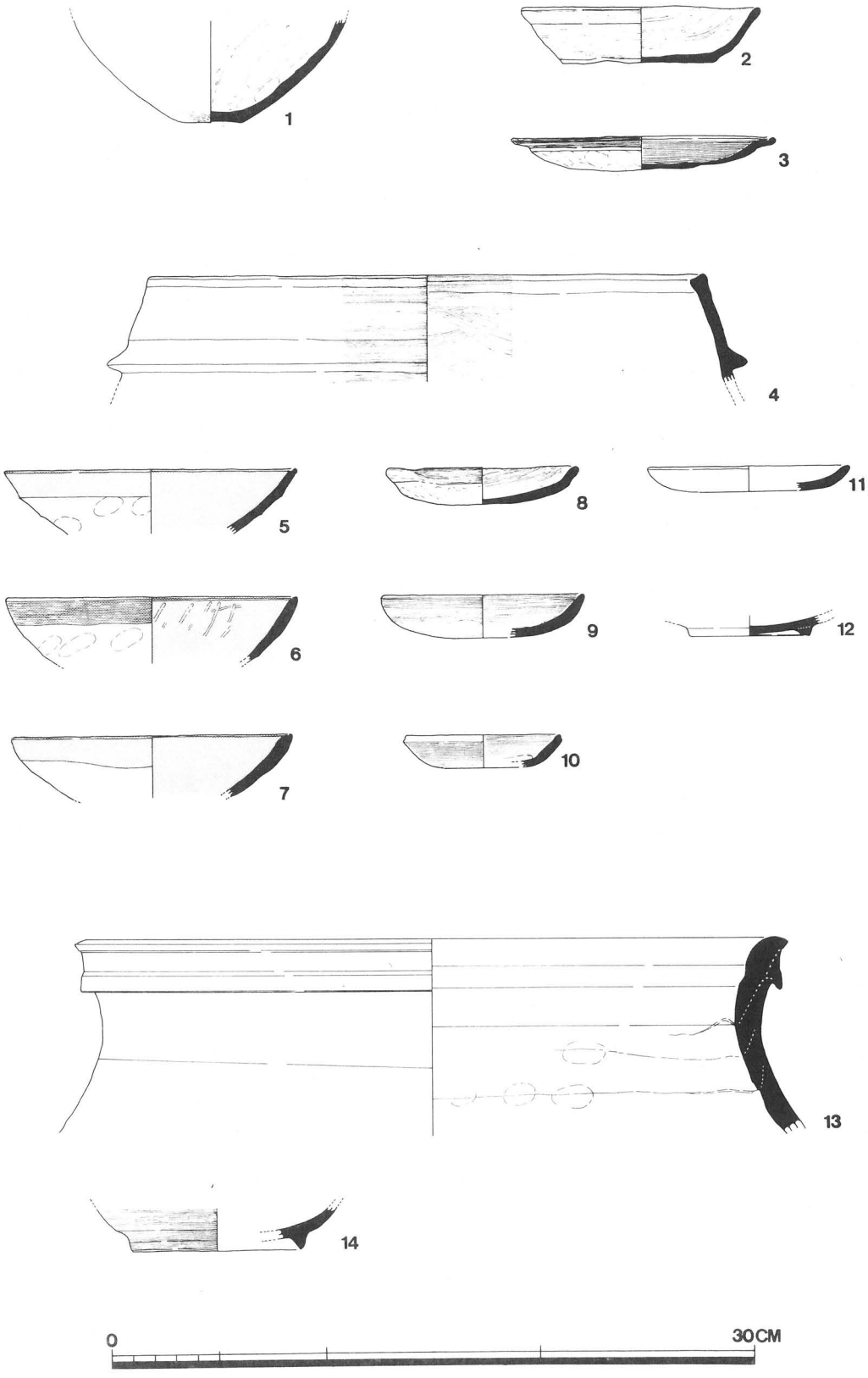

図版9　出土遺物(2)

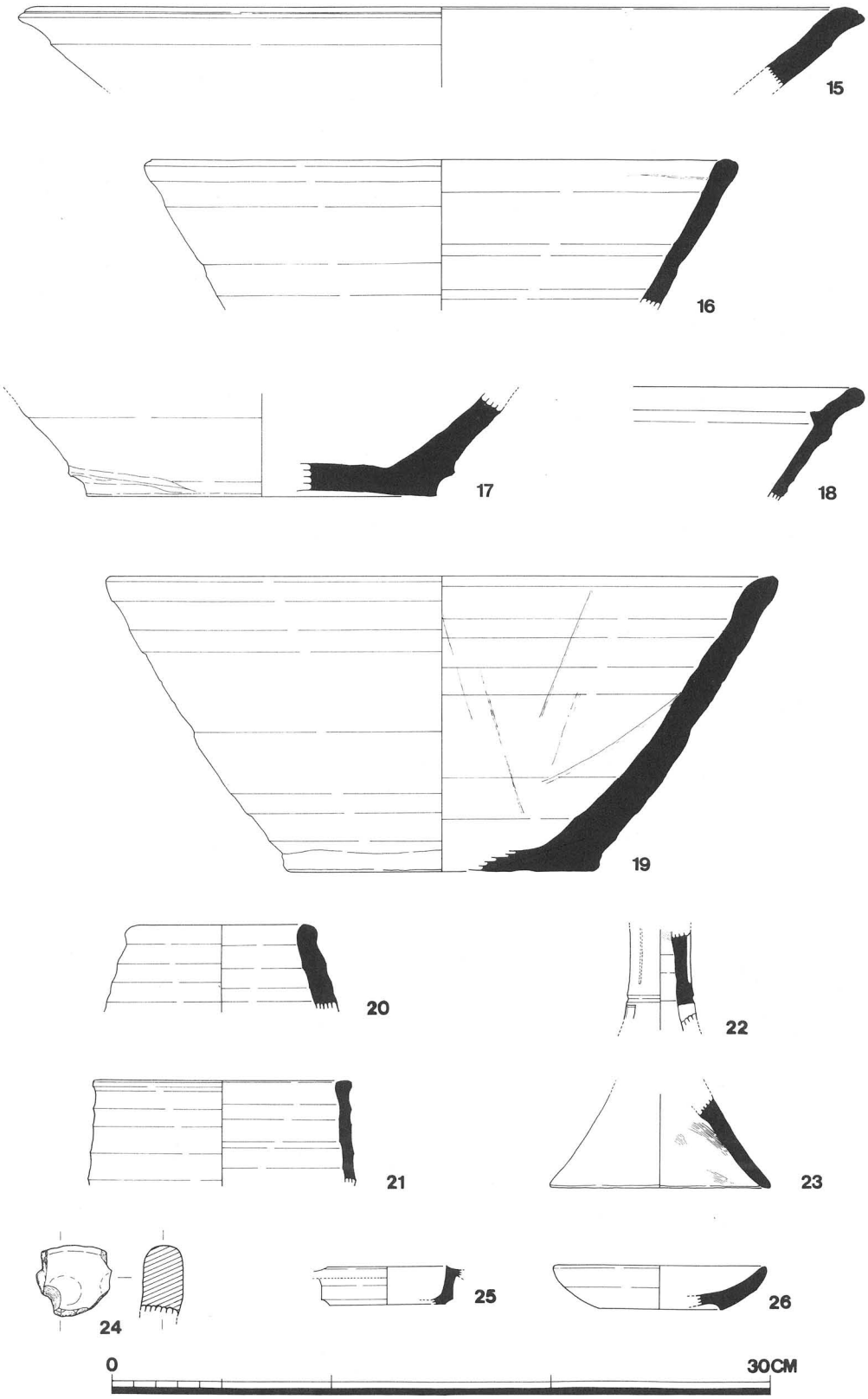

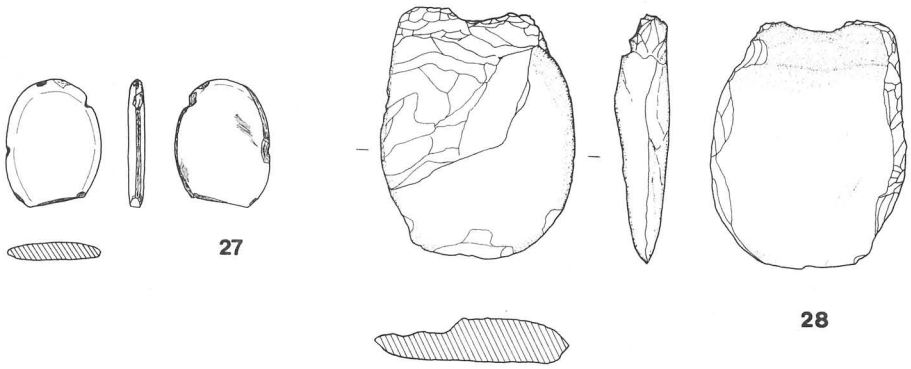
27
28

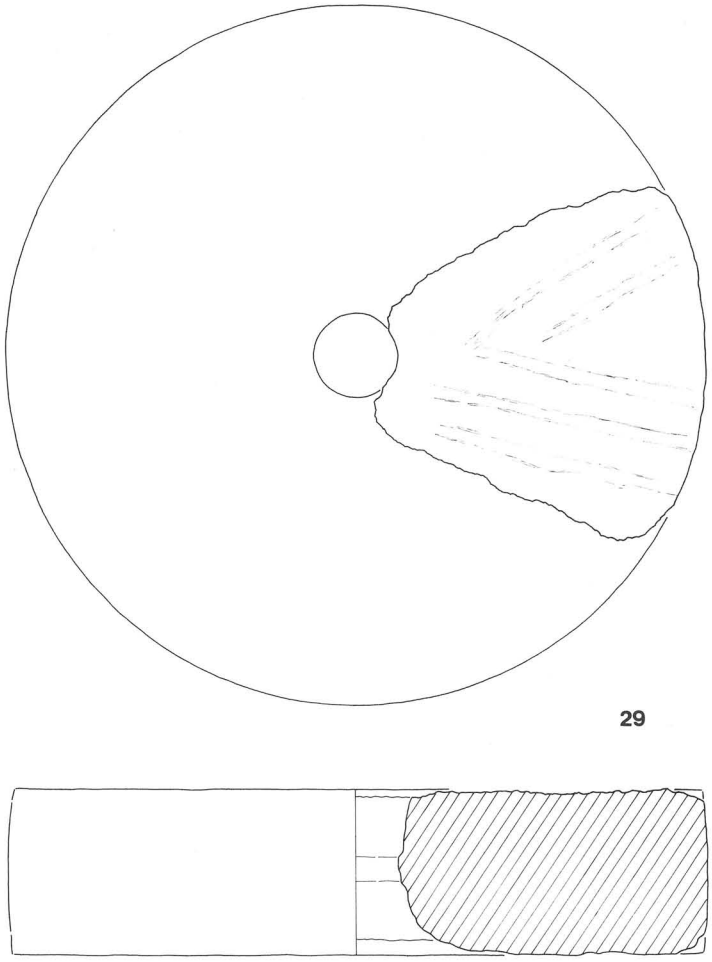
29

0
30CM

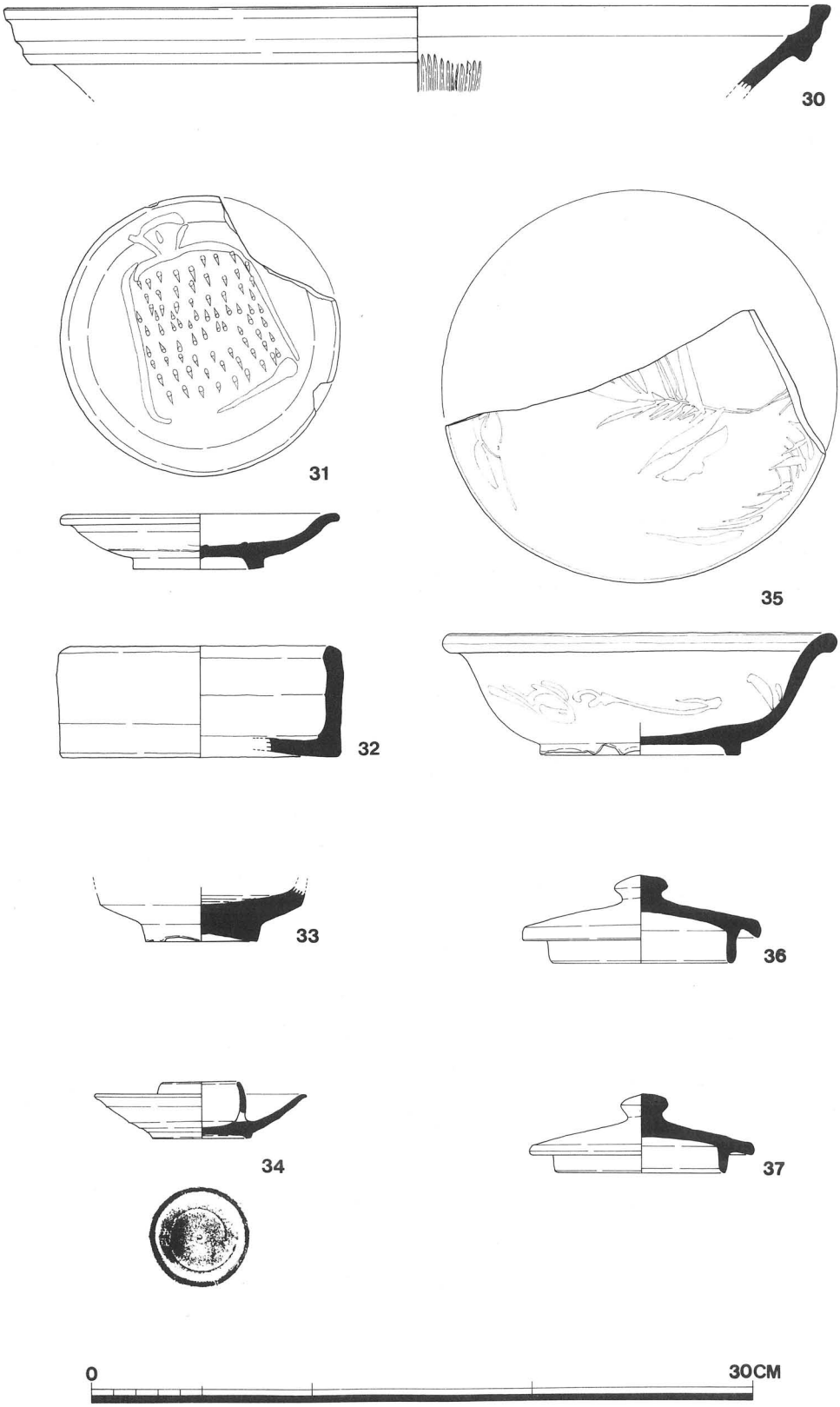
30
31
35
32
33
36
34
37
0
30CM

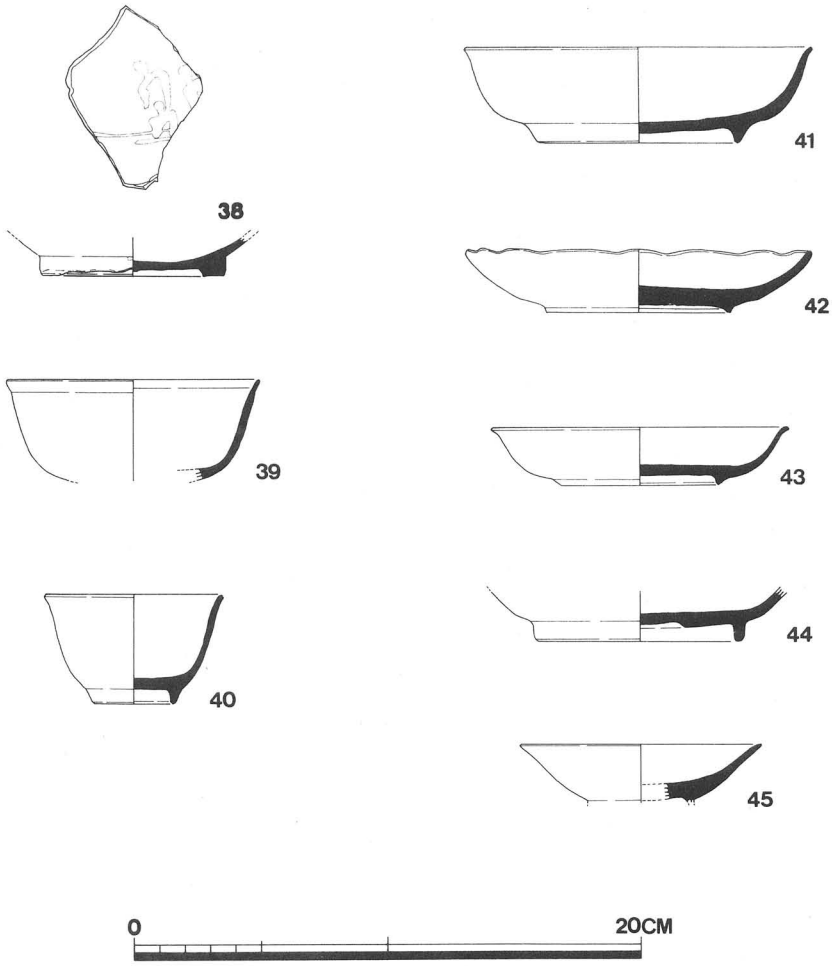
38
39
40
41
42
43
44
45
0
20CM

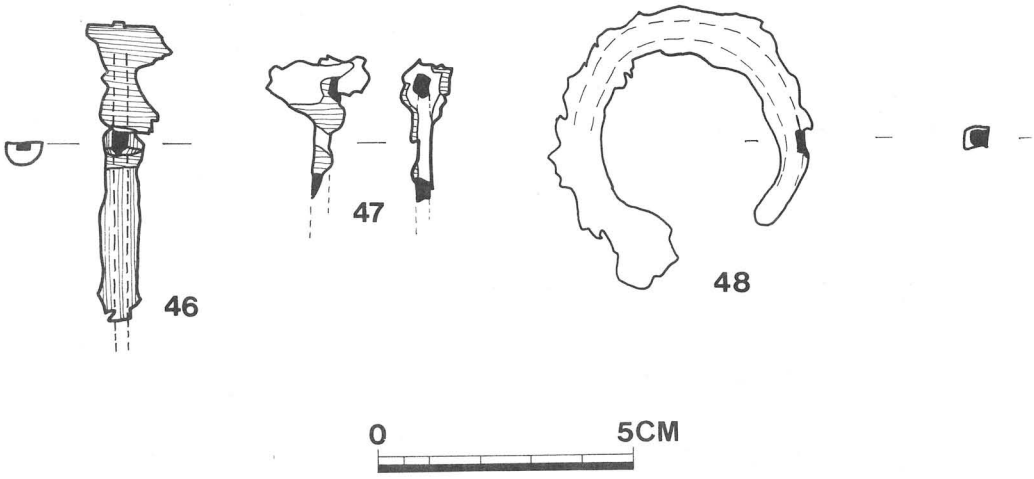
46
47
48
0
5CM

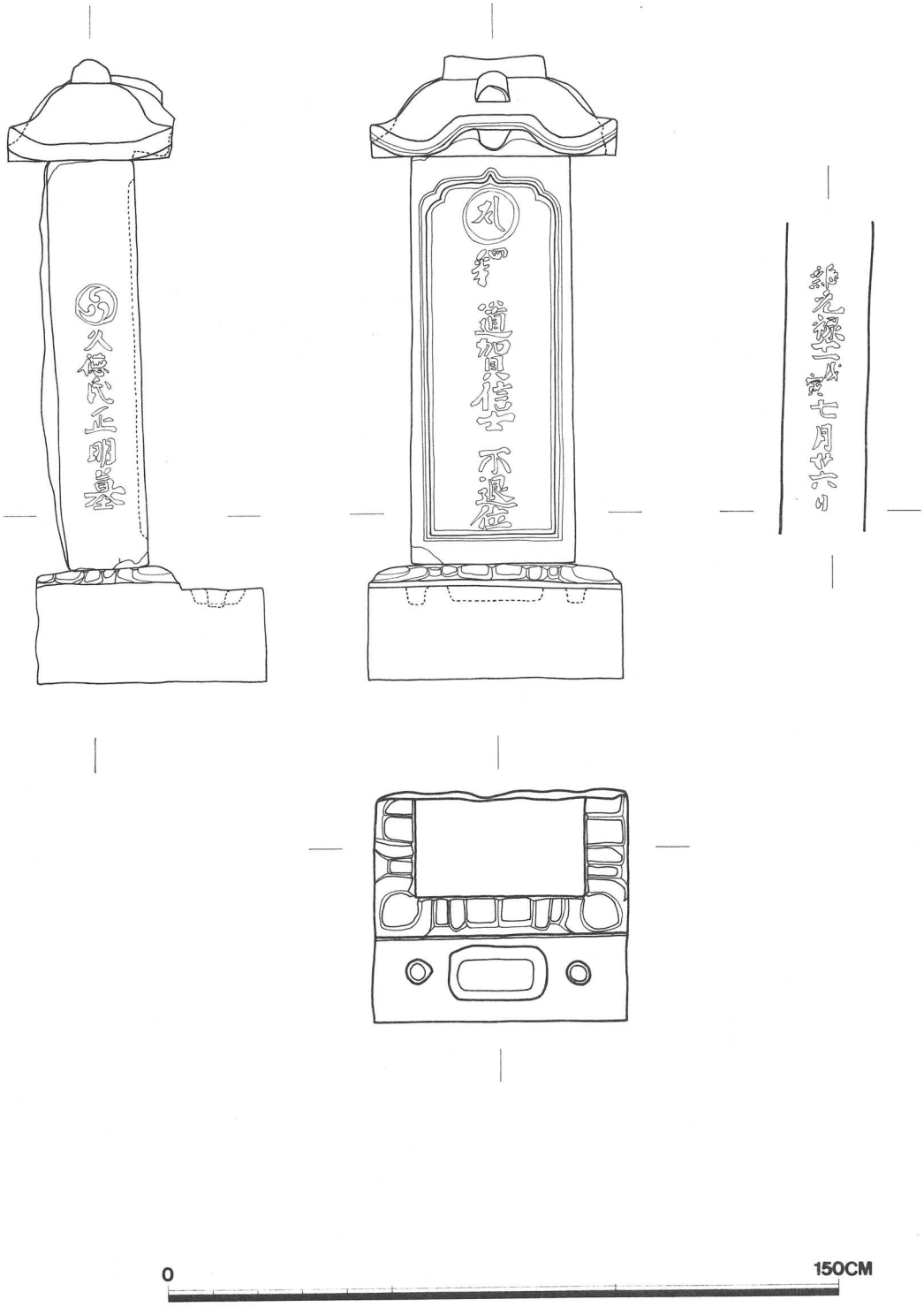
0
150CM

図版14　木棺内人骨

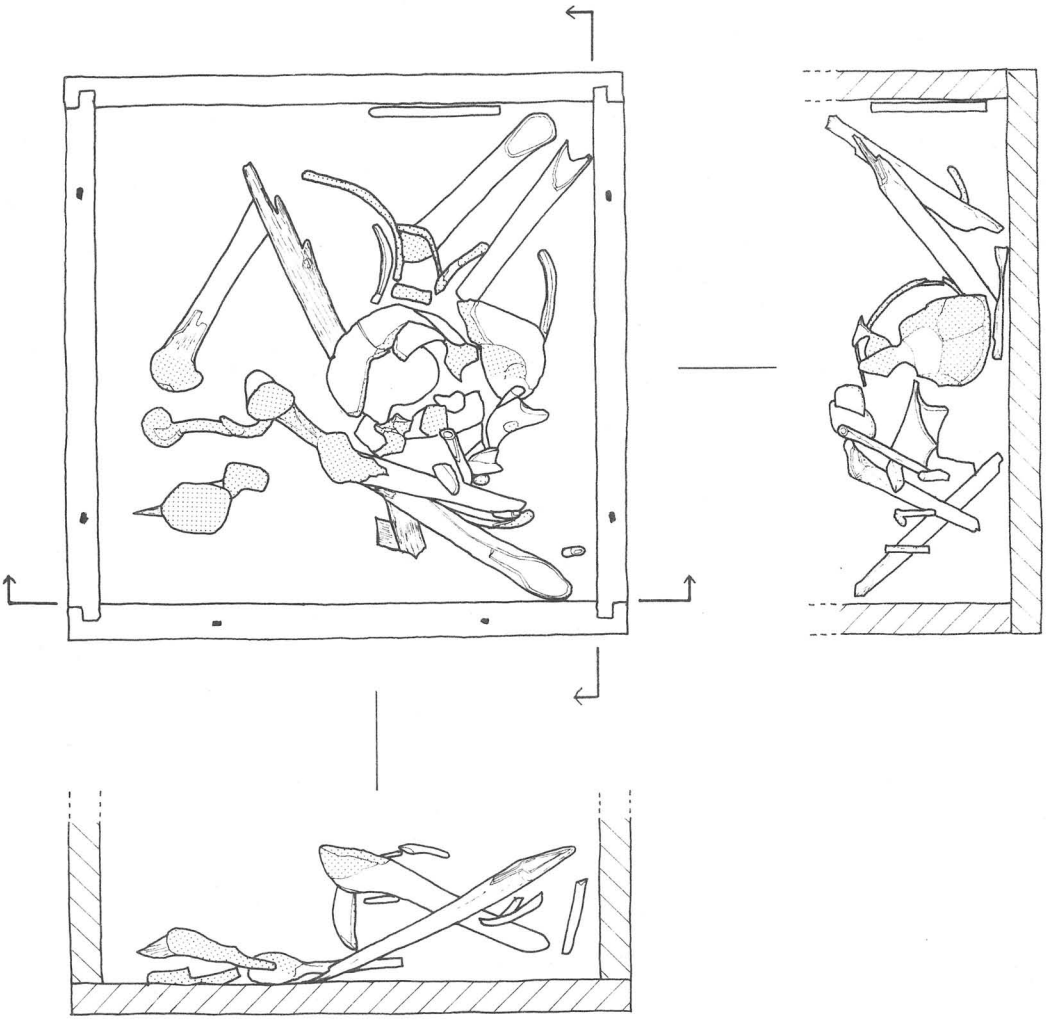

図版15　木　棺

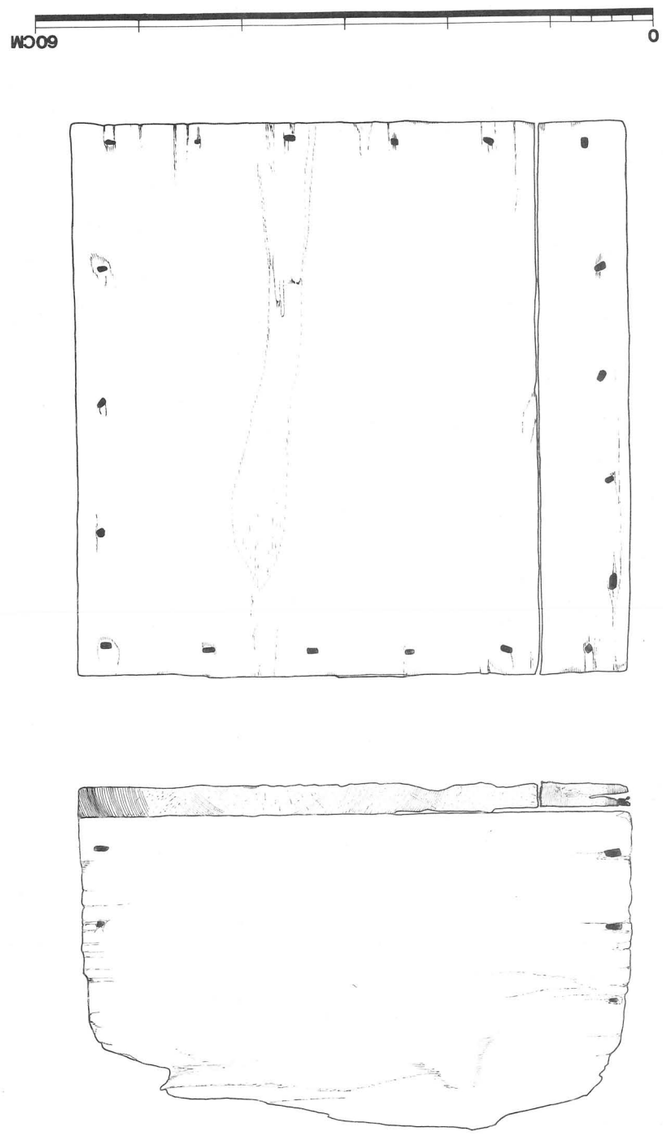

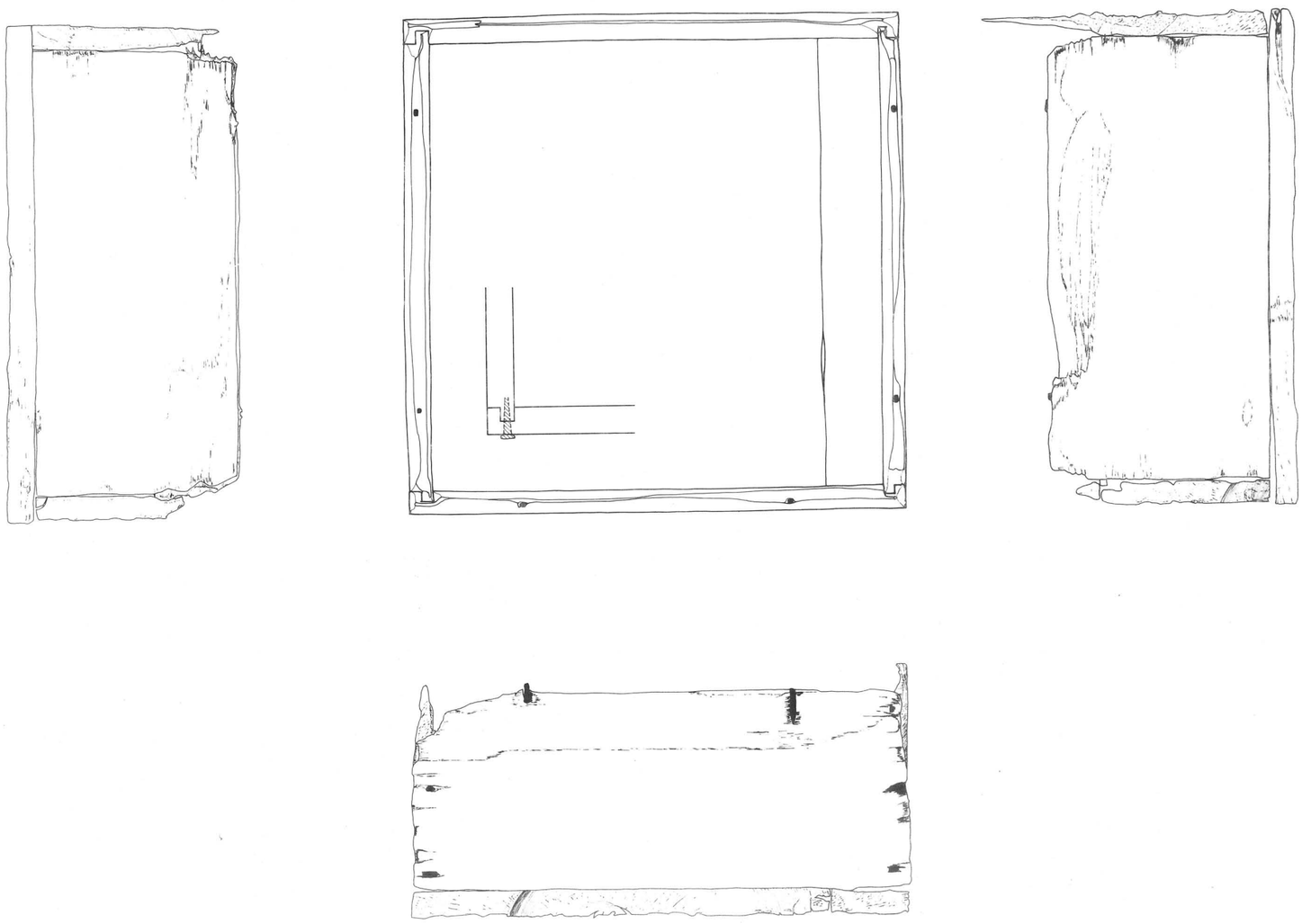

写真図版

写真図版1　調査前

南より

西より

写真図版2　墓　石(1)

前面

後面

写真図版3　墓　石(2)

左側面

右側面

写真図版4　墓石の細部(1)

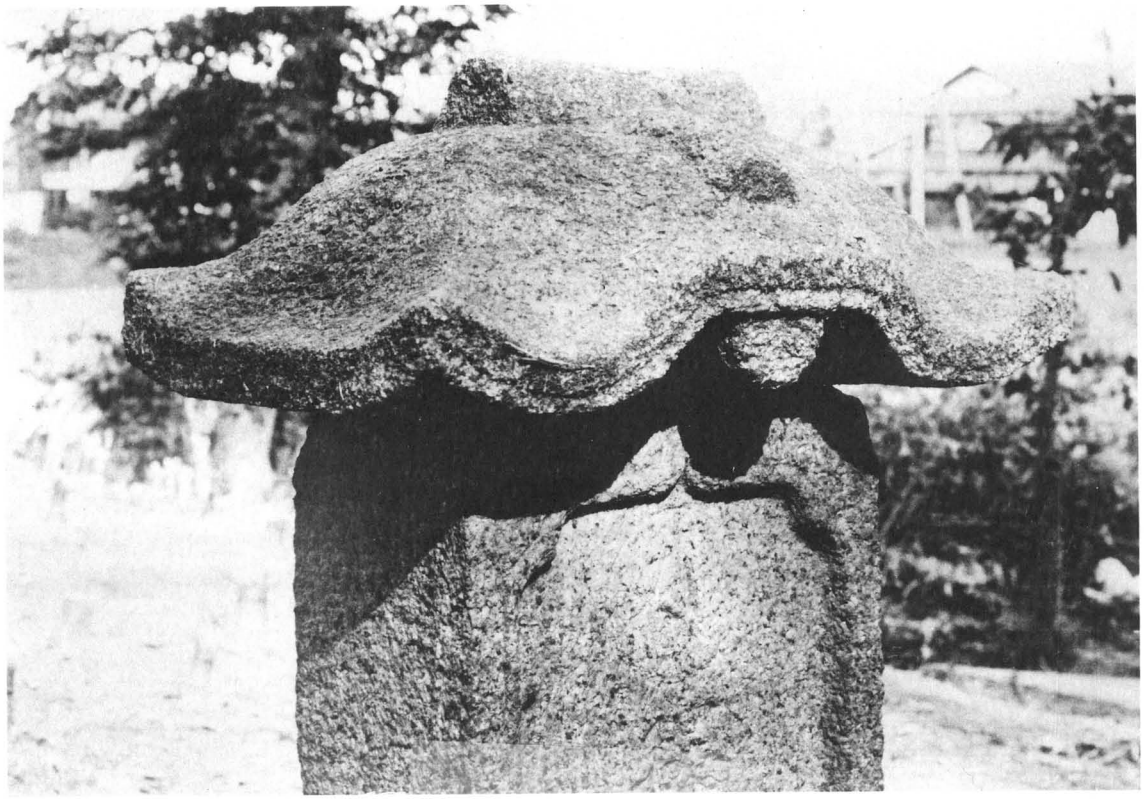

笠部分　前より

笠部分　後より

写真図版5　墓石の細部(2)

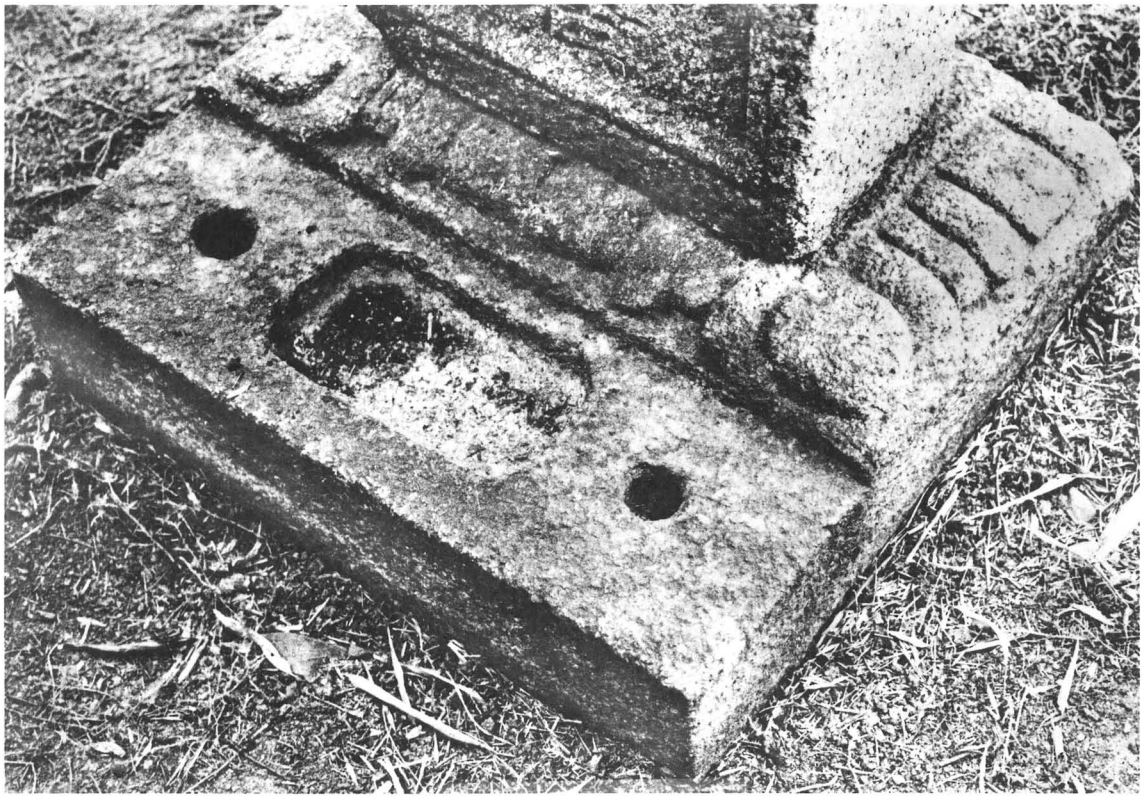

台座部分　前より

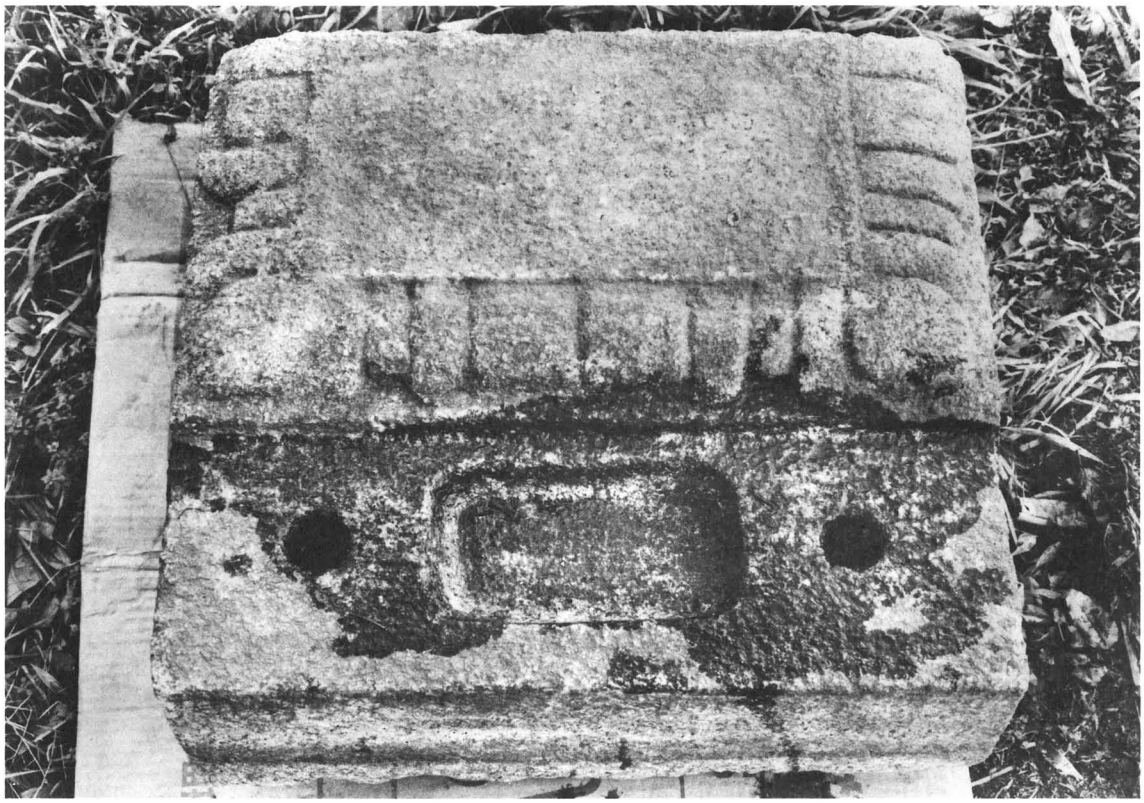

台座全体

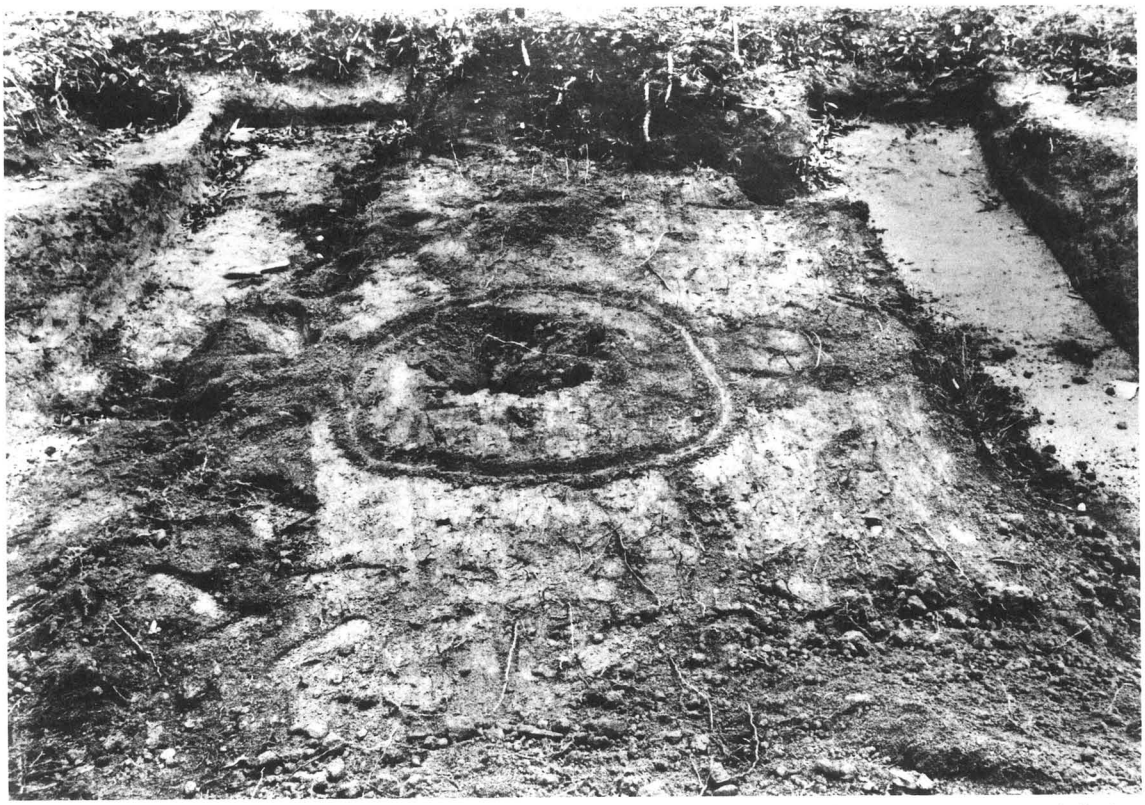

SK－1検出時

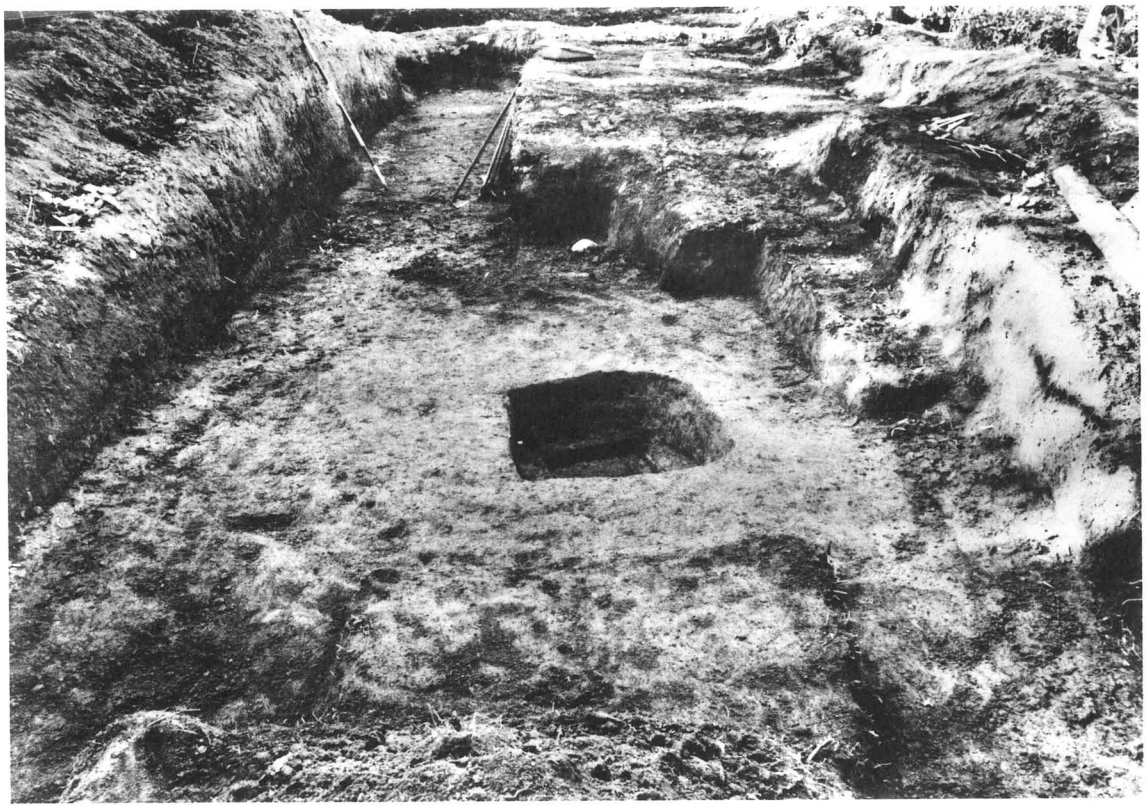

SK－1内木棺検出

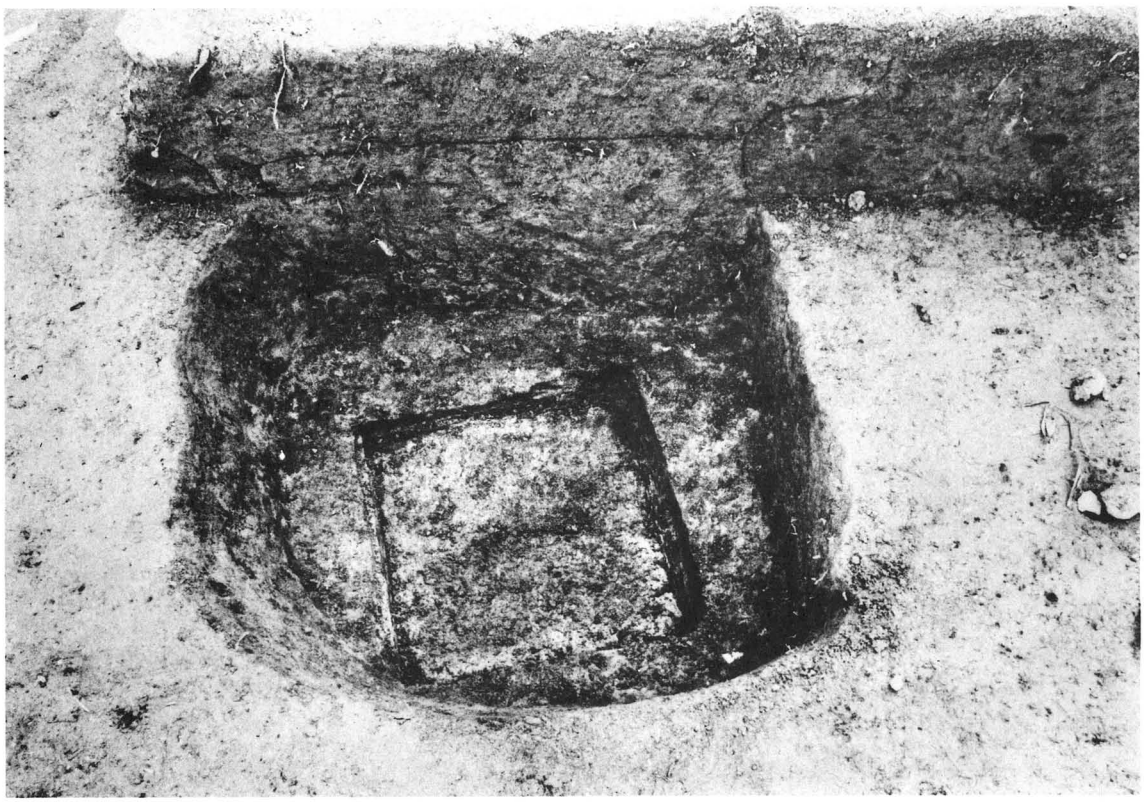

木棺検出

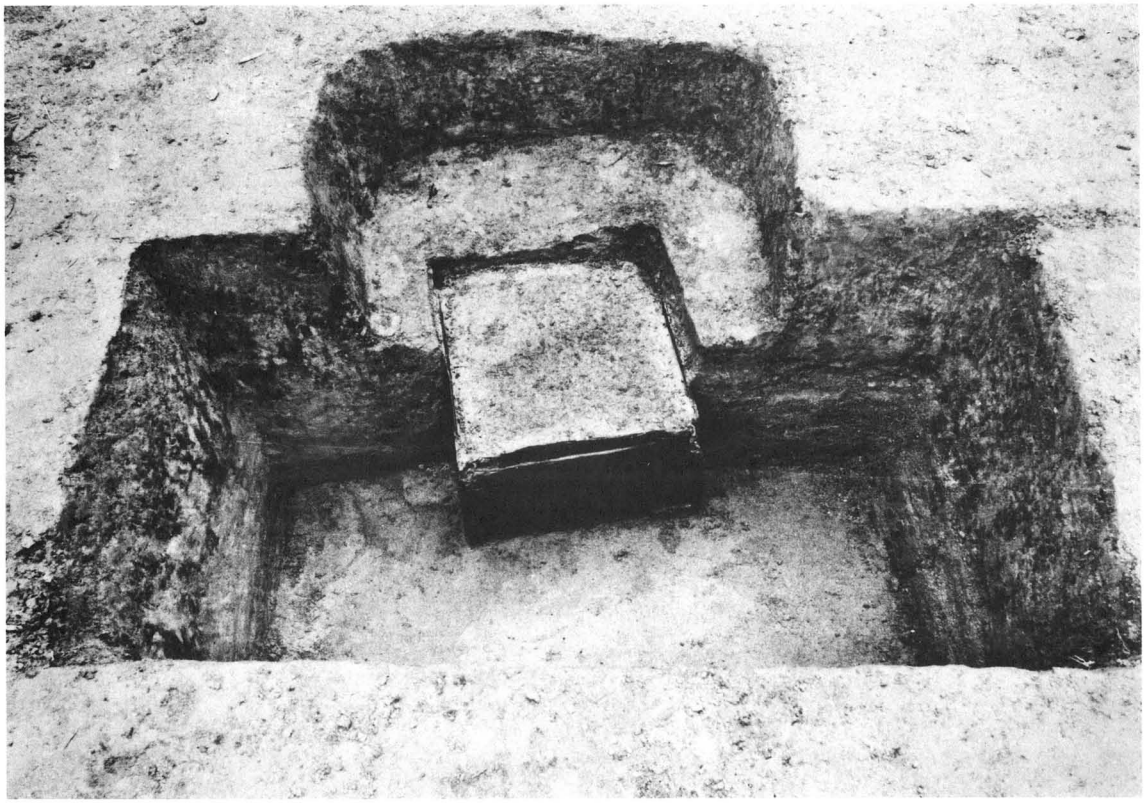

木棺及び土層

写真図版8　下層遺構検出面

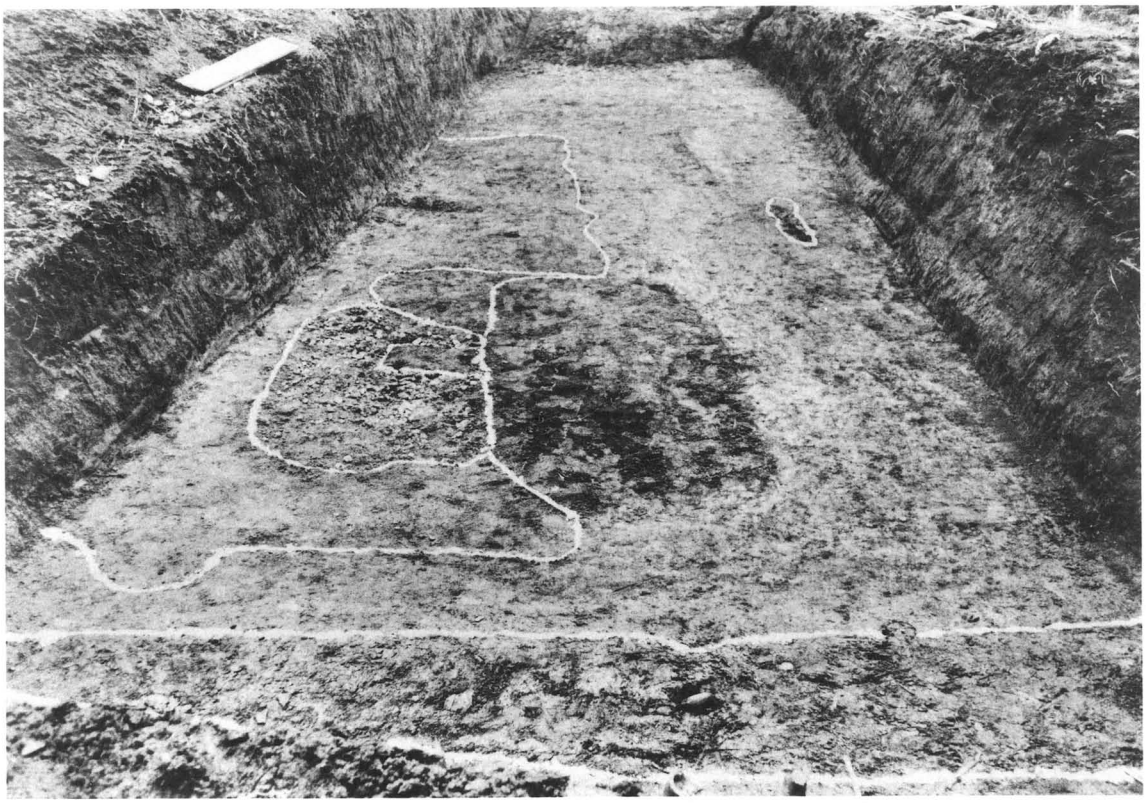

東より

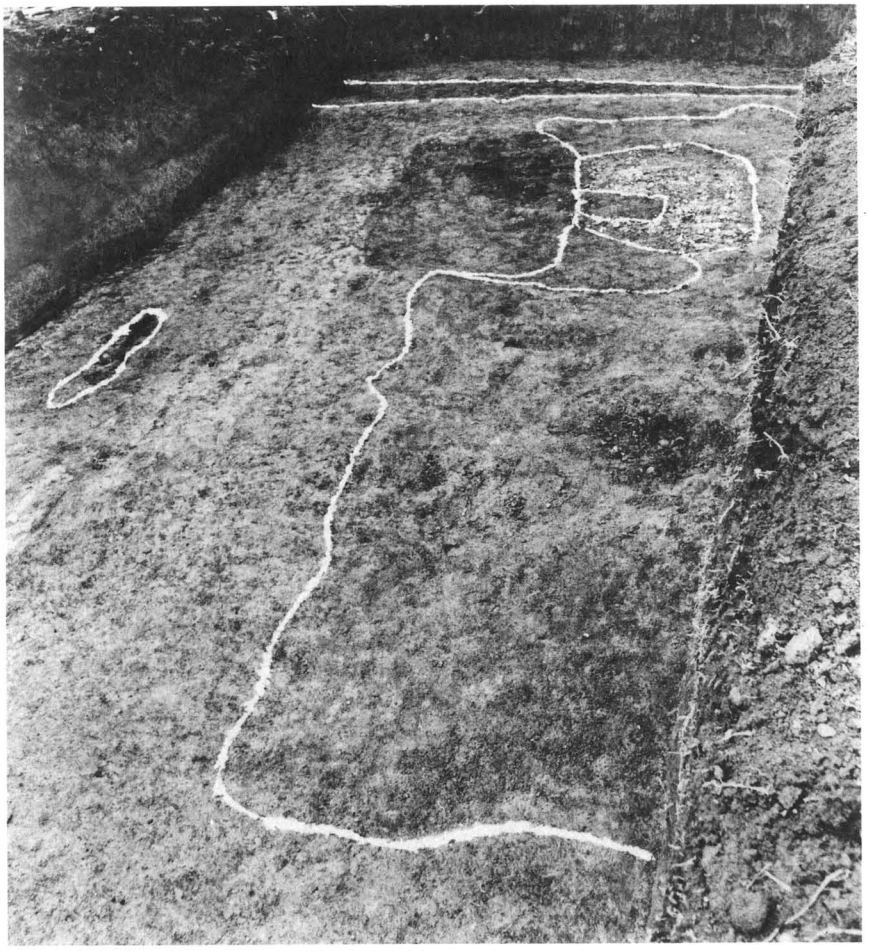

西より

写真図版9　土壙及び小溝（下層遺構）

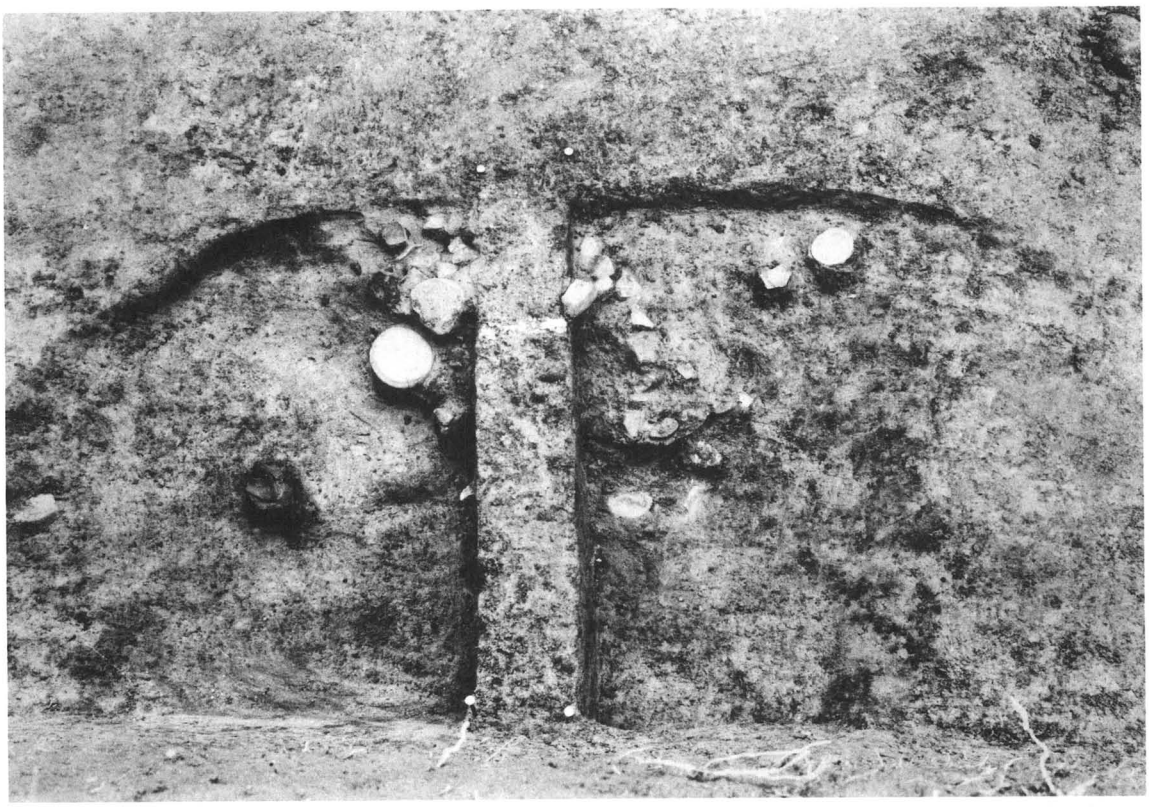

SK－2

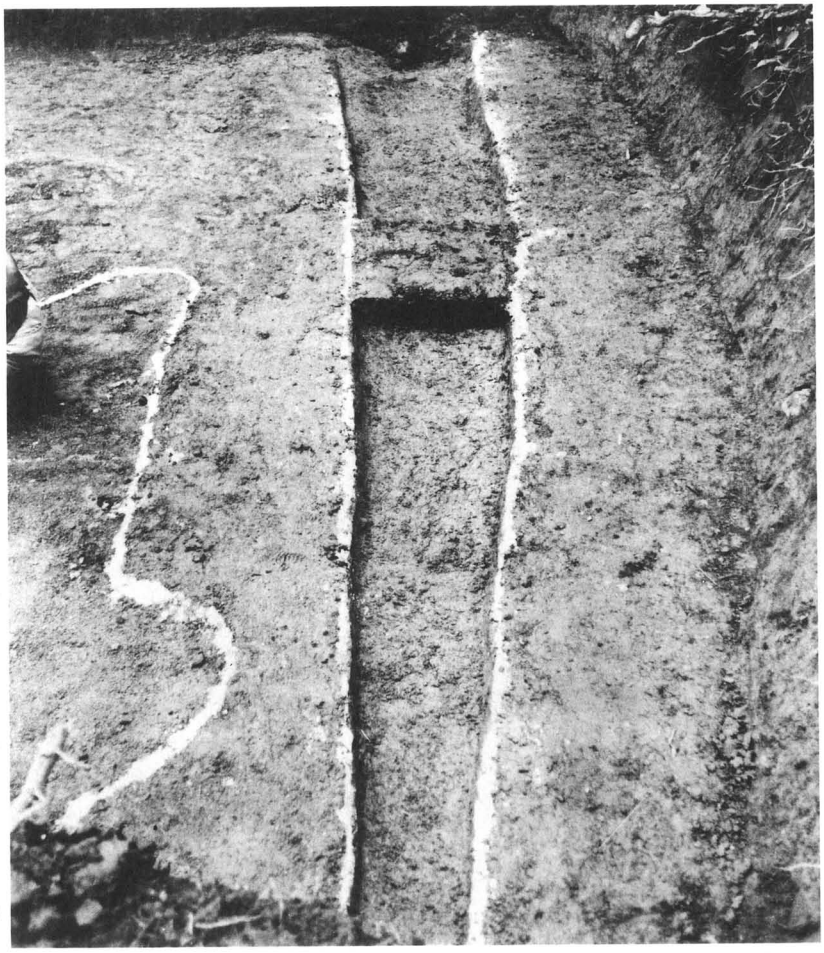

SD

写真図版10　木棺内人骨(1)

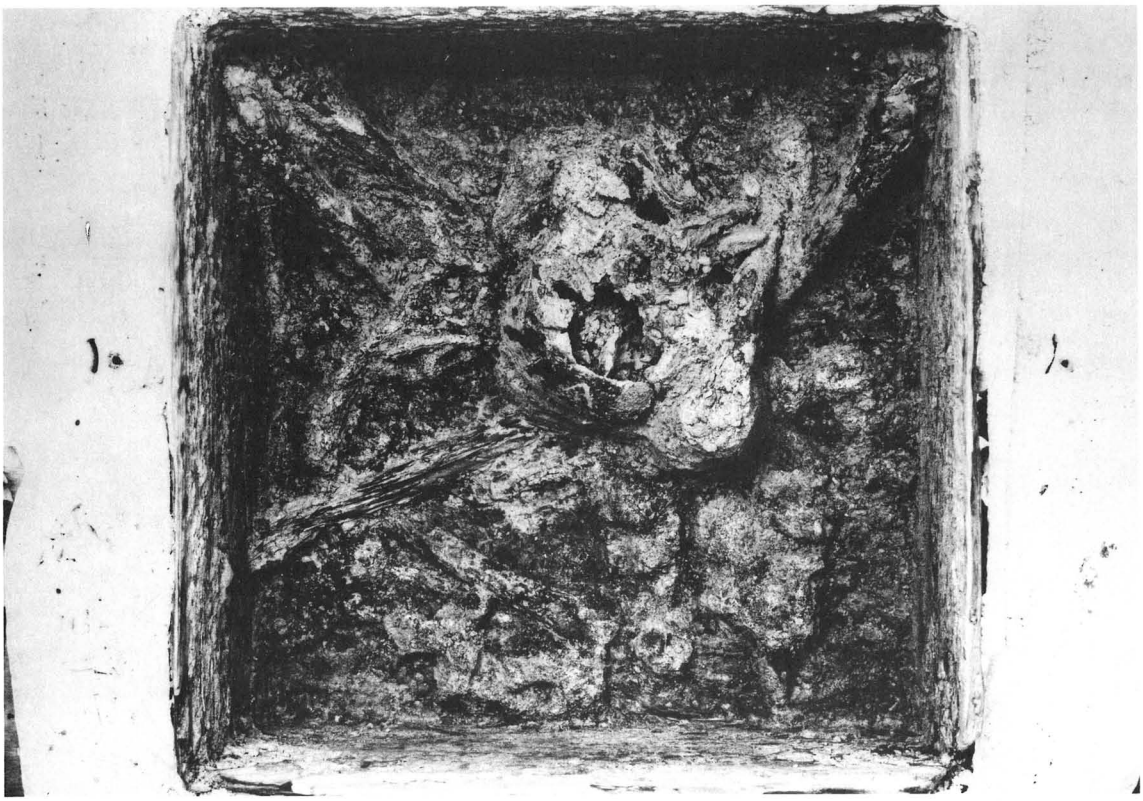

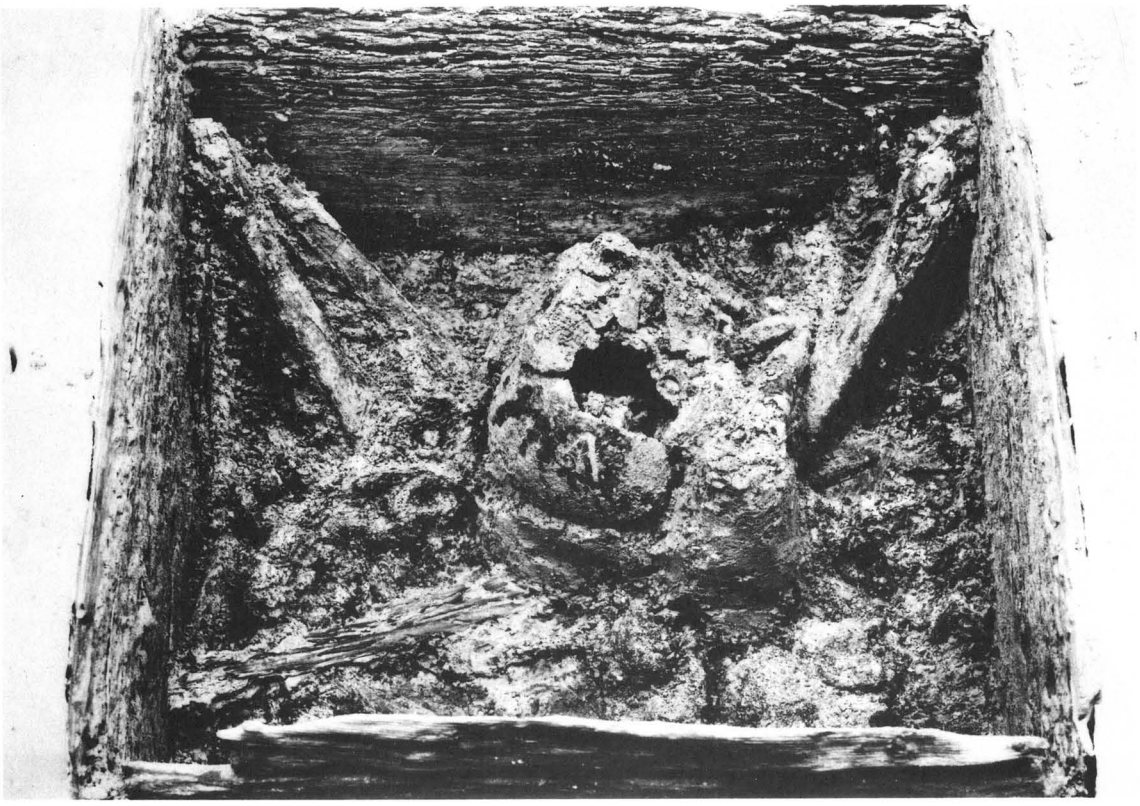

写真図版11　木棺内人骨(2)

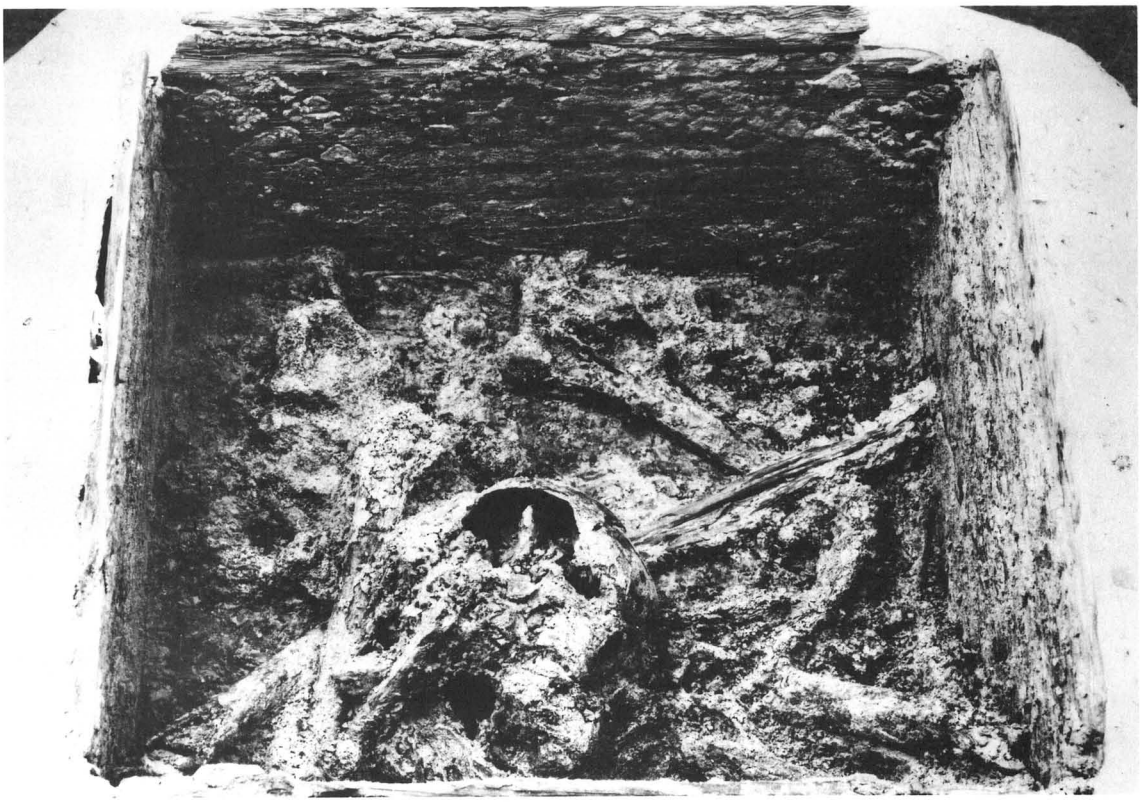

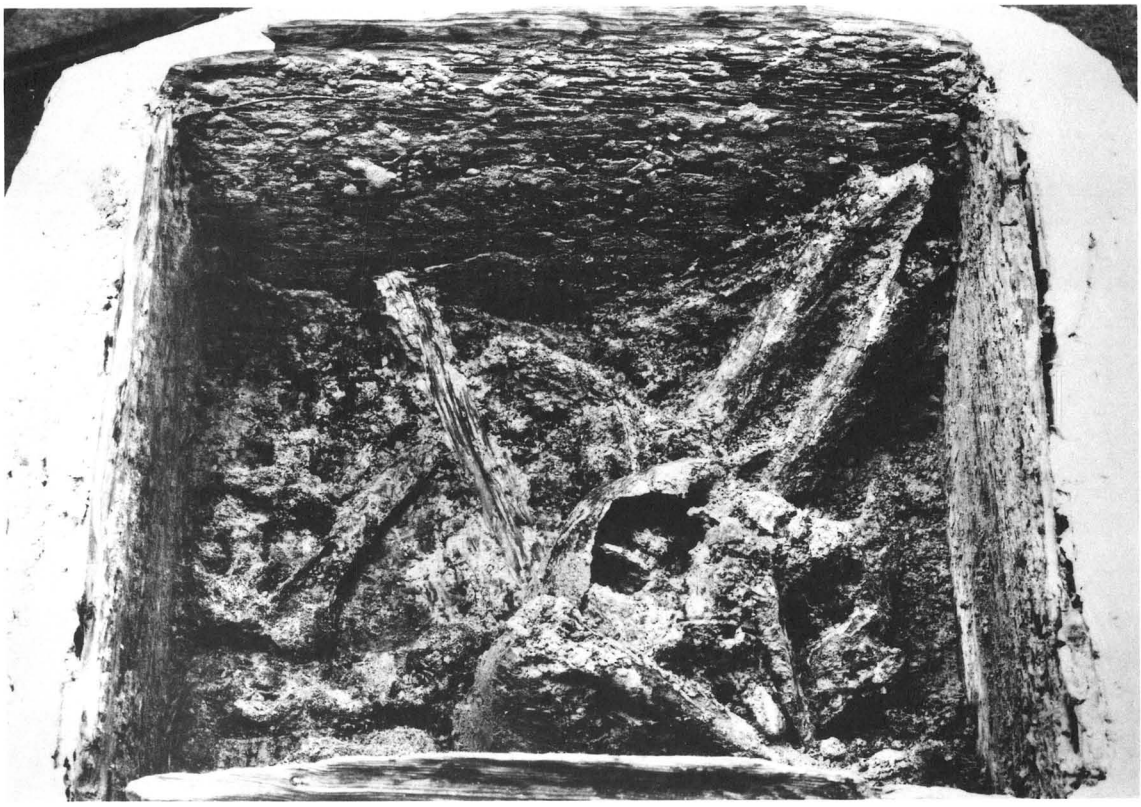

写真図版12　木棺

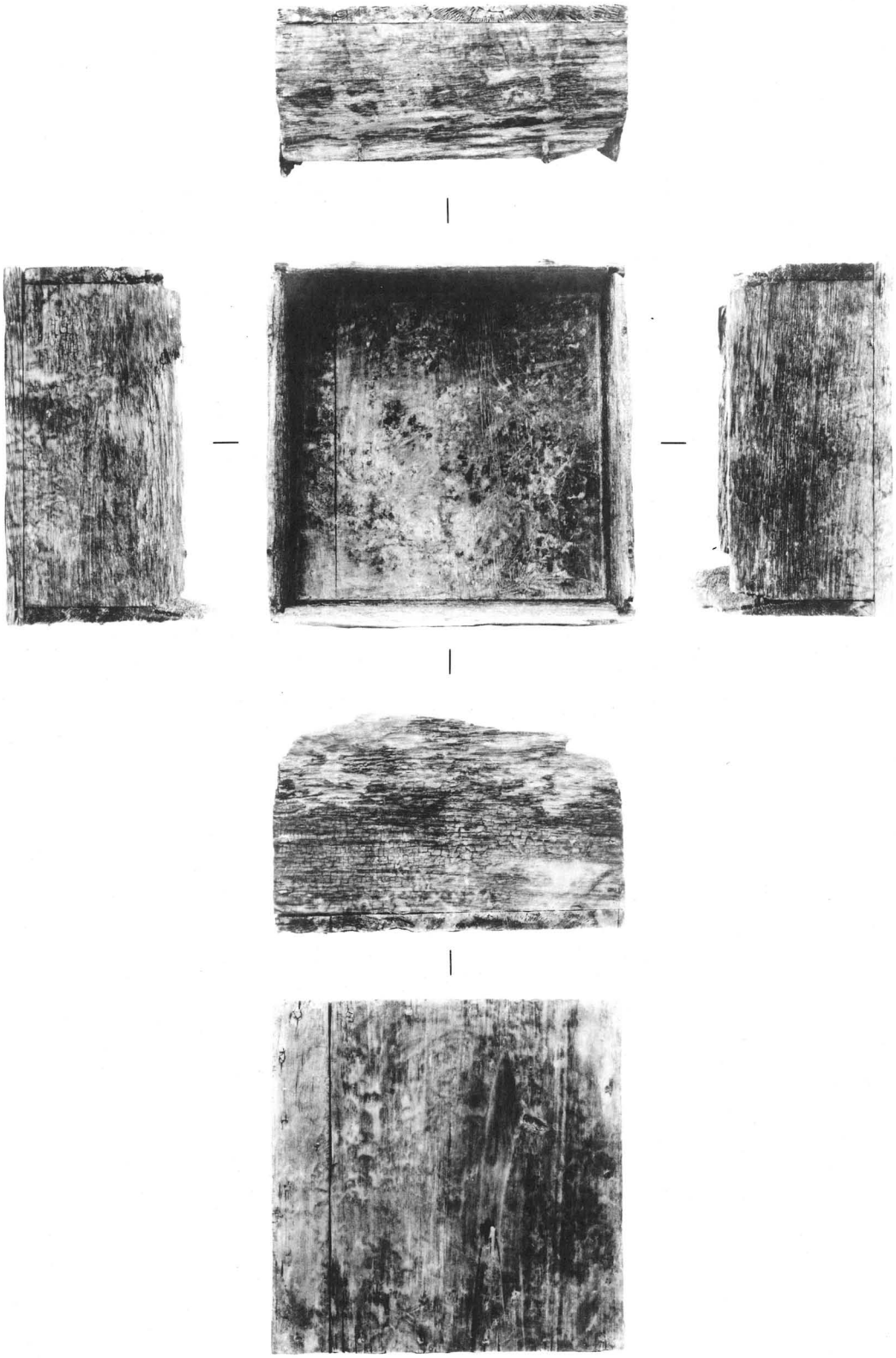

写真図版13　木棺の細部（木棺側板接合部分）

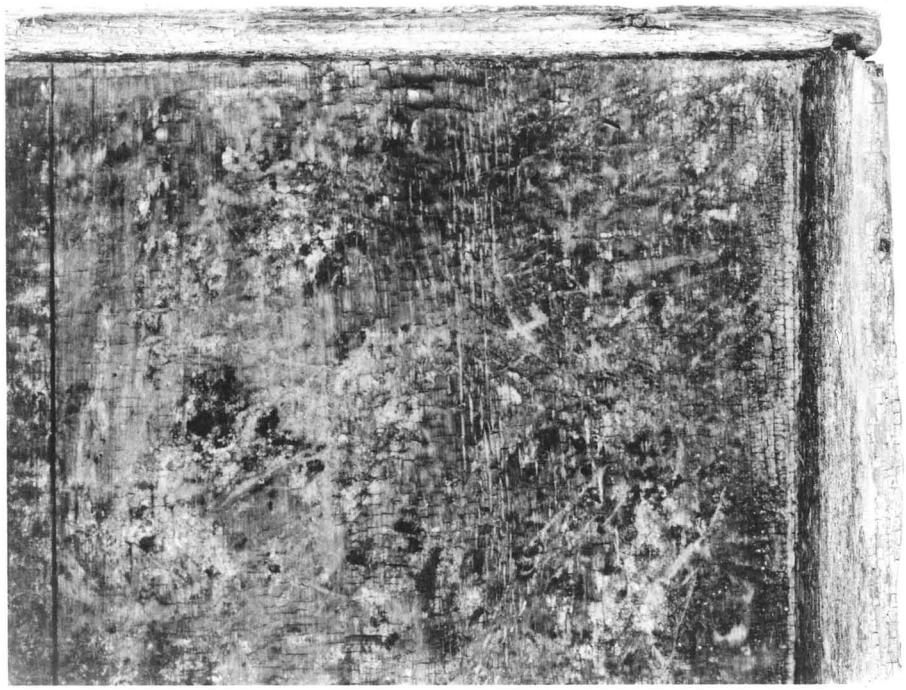

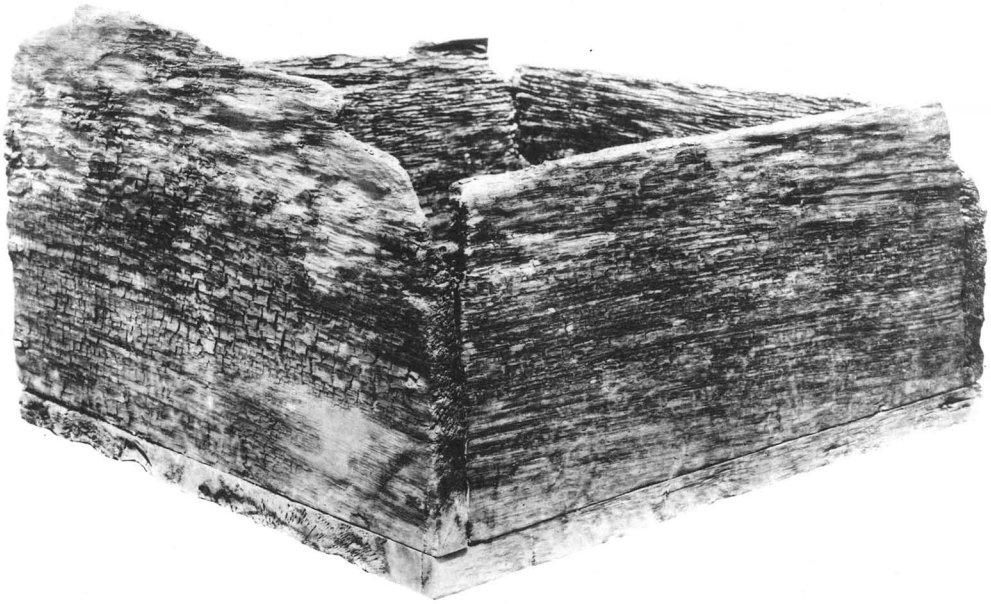

—

1

—

2

—

3

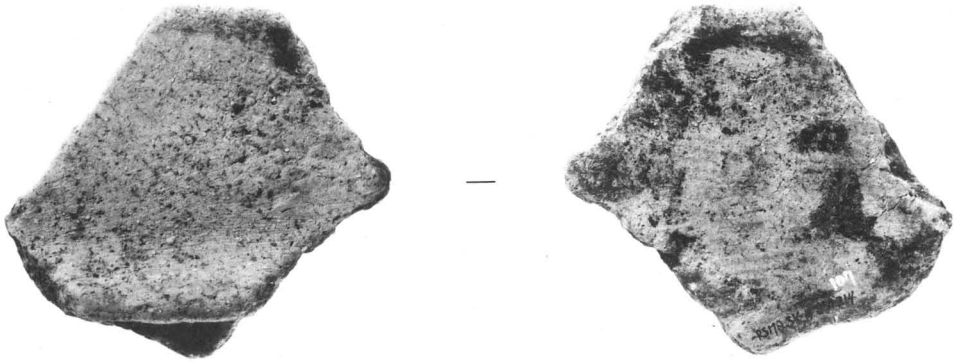

4

5

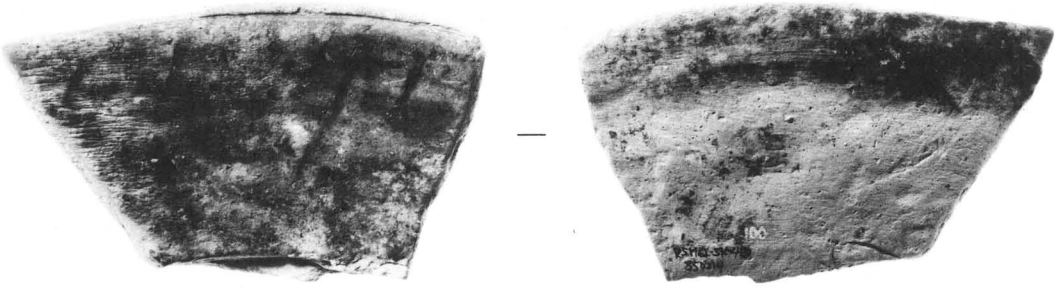

6

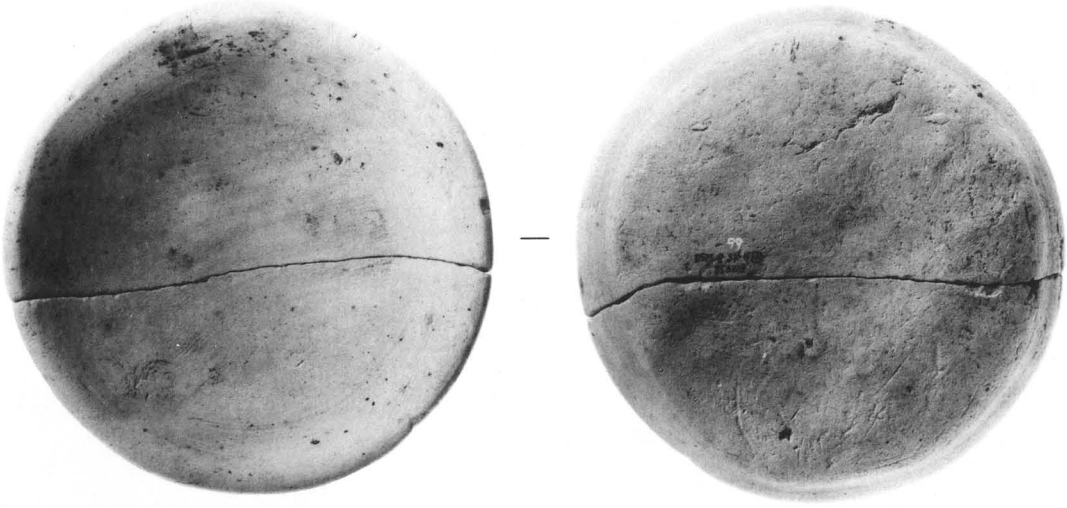

8

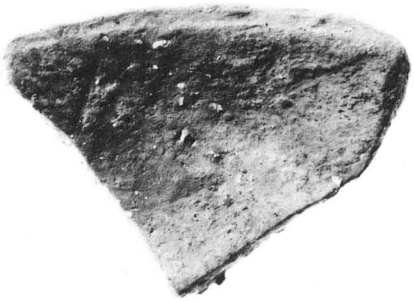

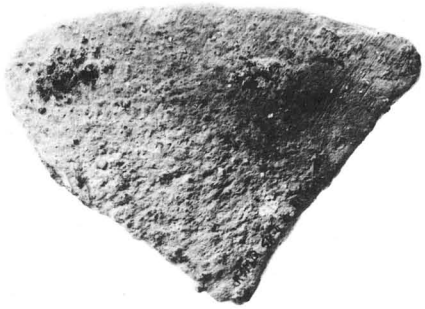

7

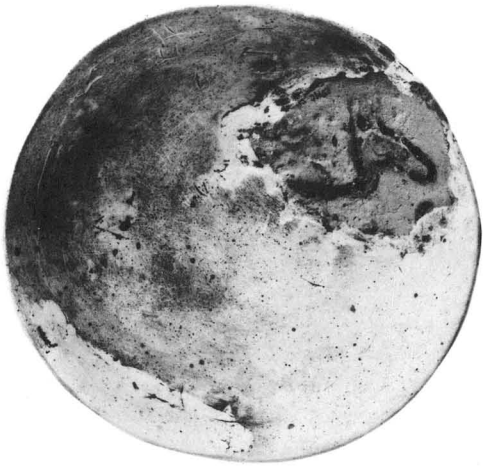

9

12

14

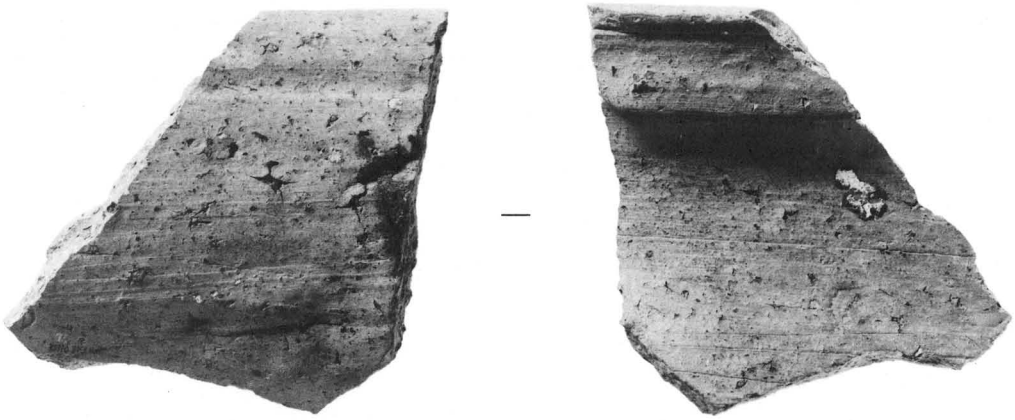

13

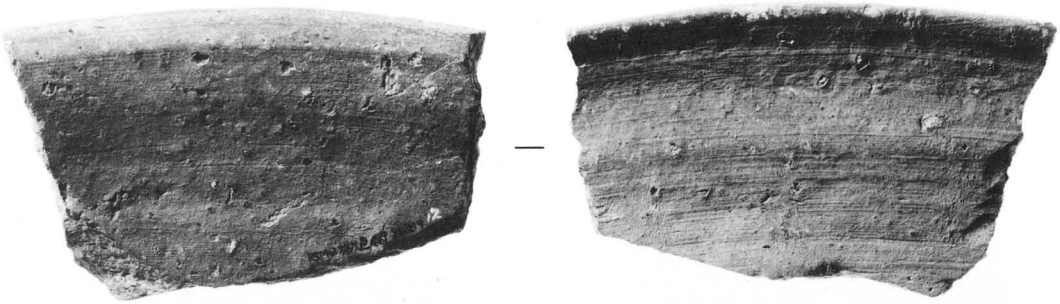

15

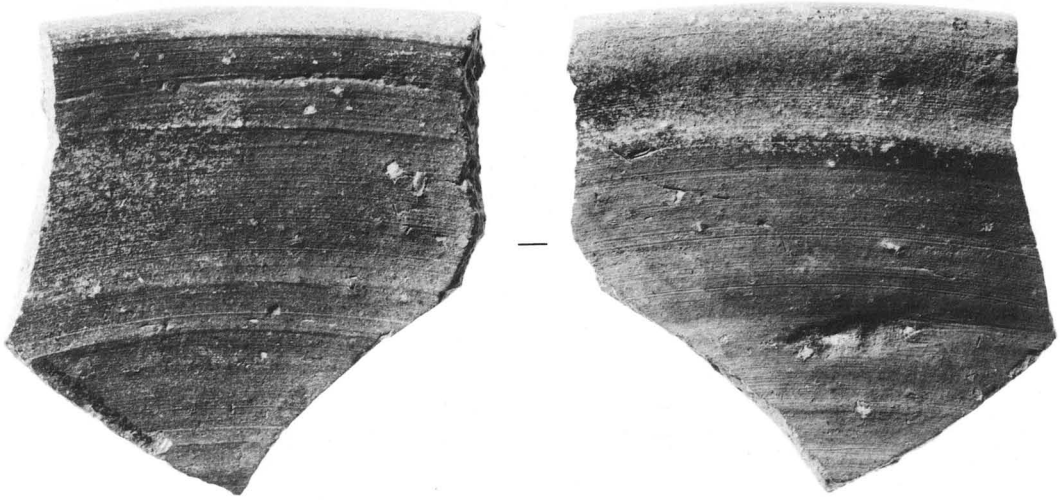

16

17

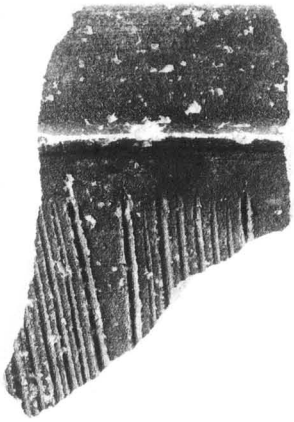

18

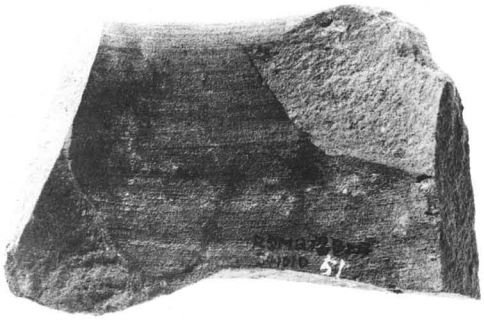

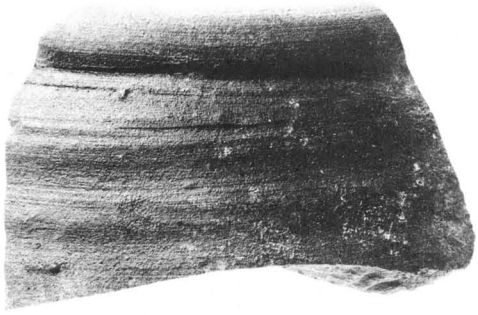

20

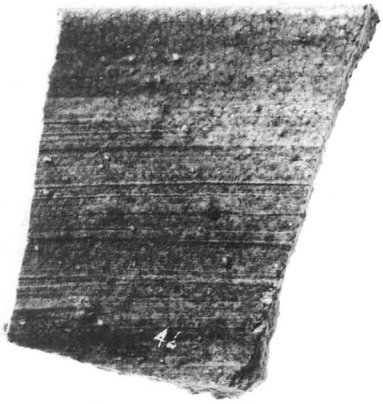

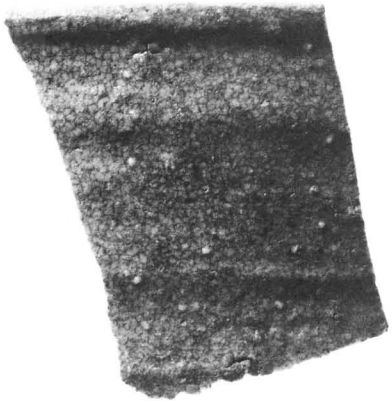

21

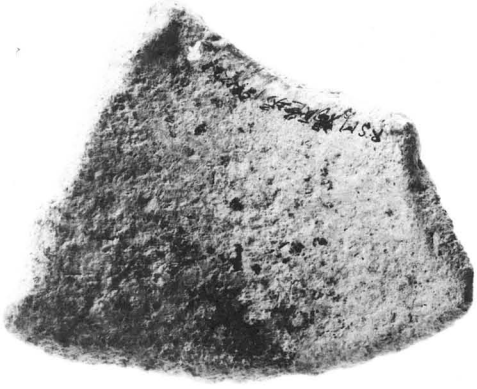

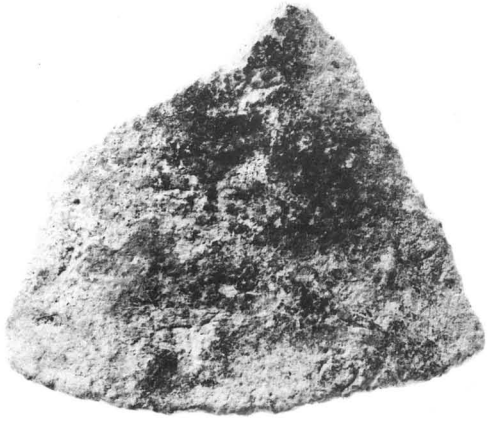

23

27

28

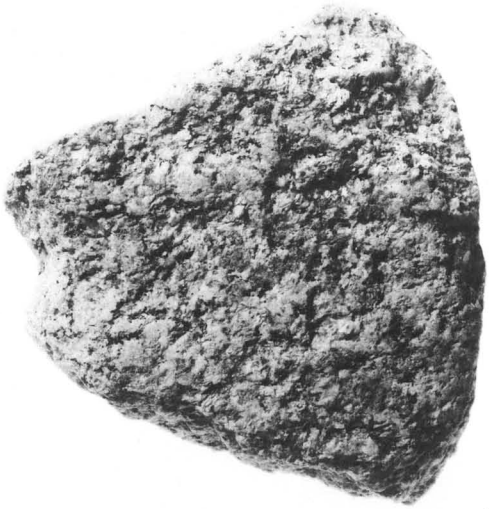

29

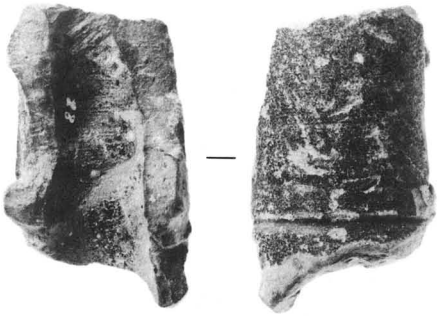

22

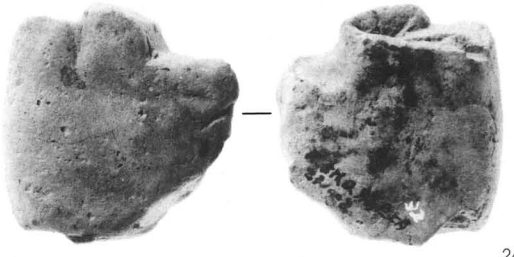

24

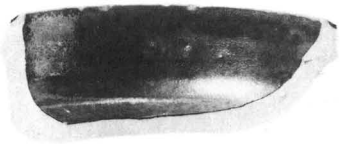

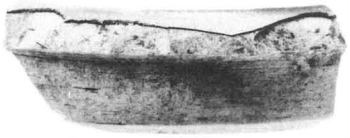

25

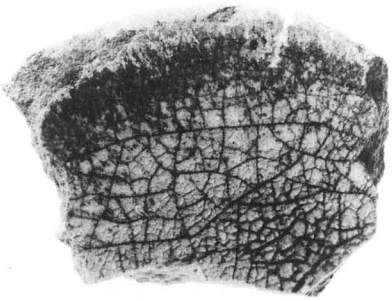

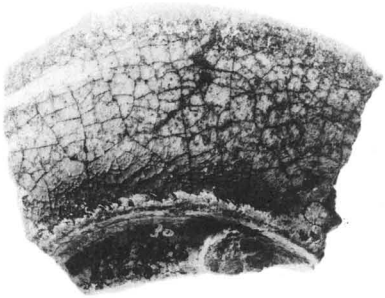

26

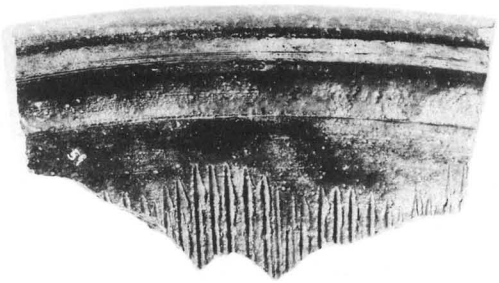

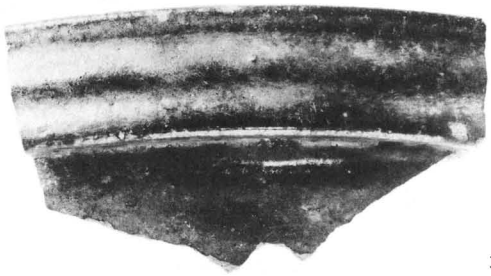

30

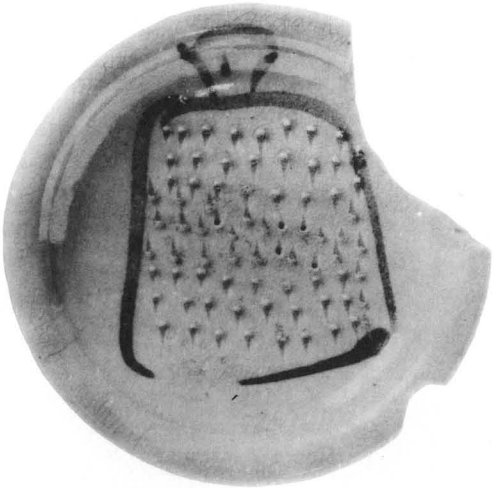

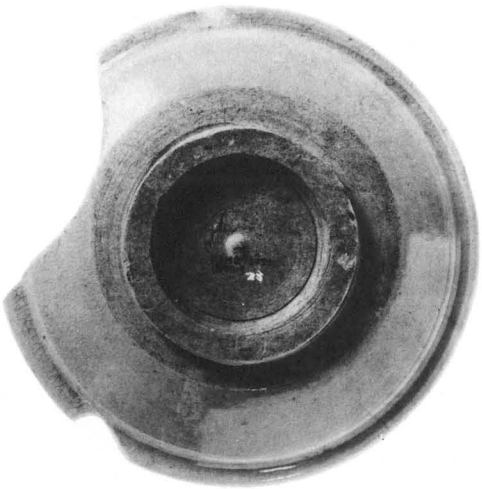

31

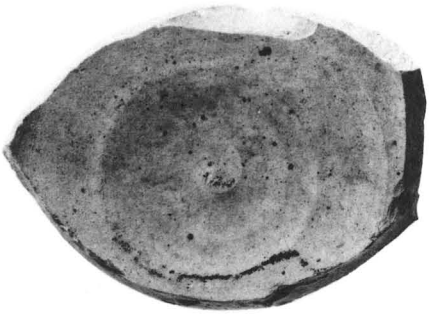

—

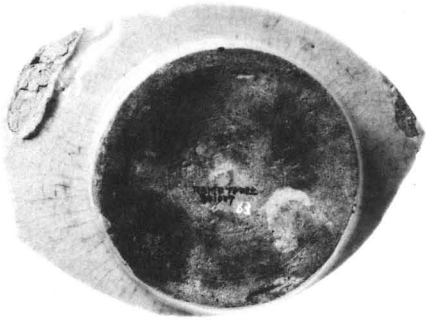

33

—

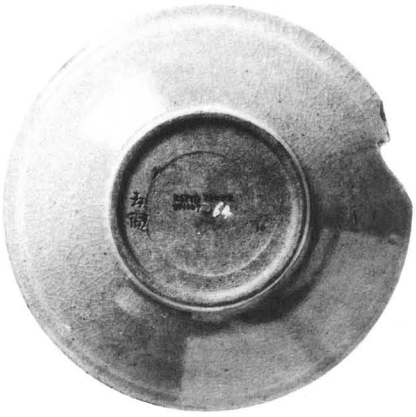

34

—

35

—

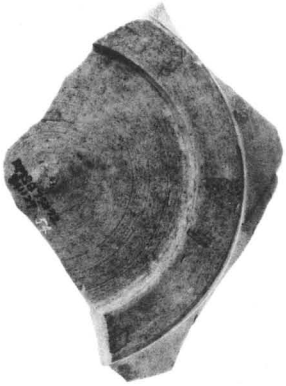

38

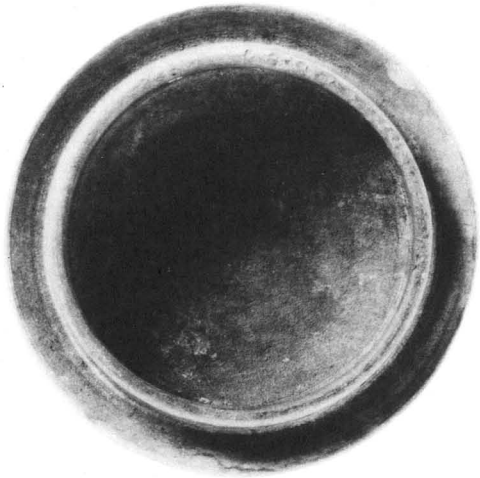

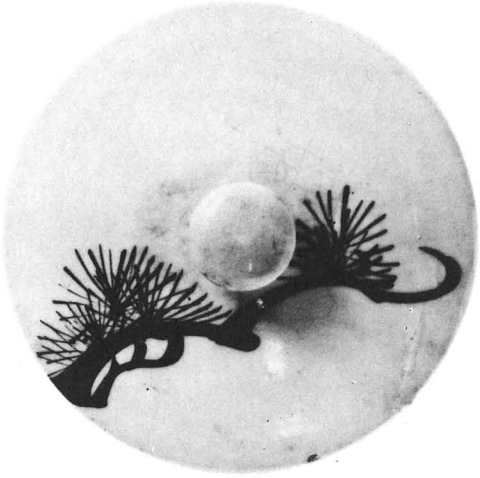

36

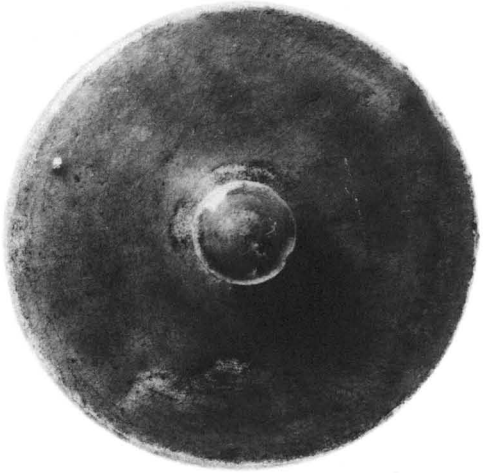

37

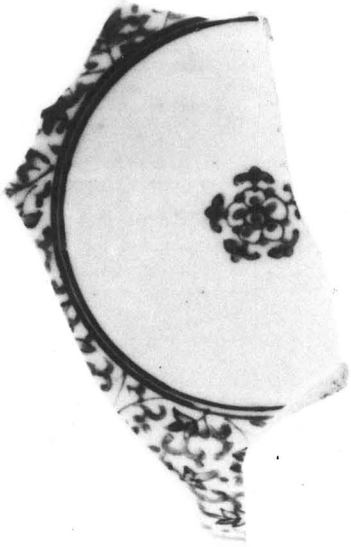

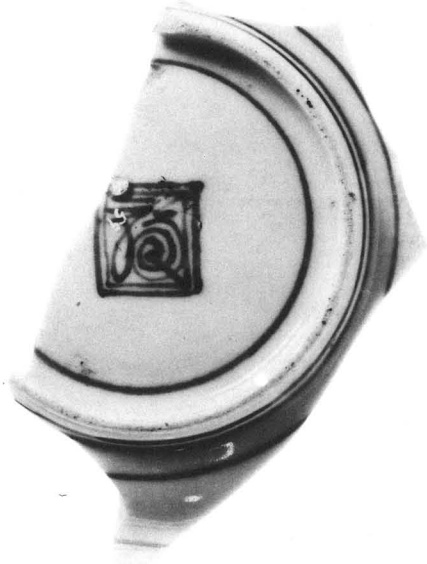

41

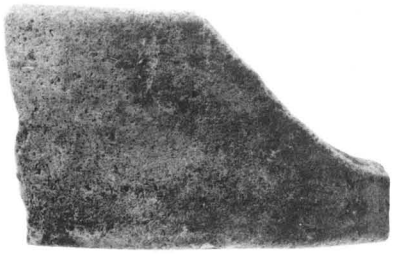

32

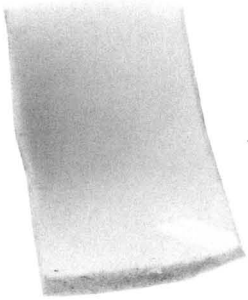

39

40

42

44

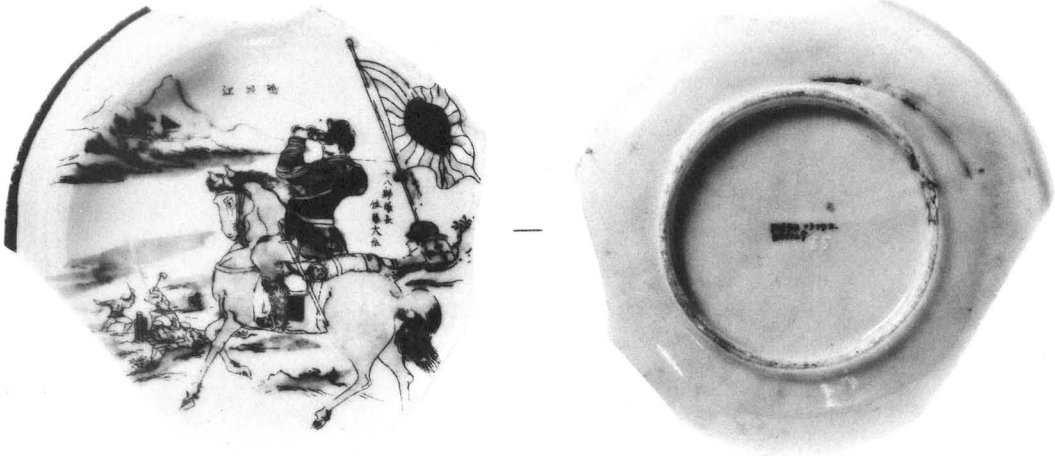

43

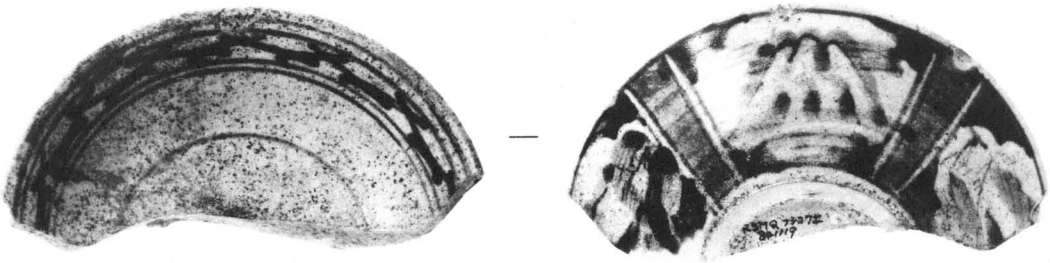

45

46

47

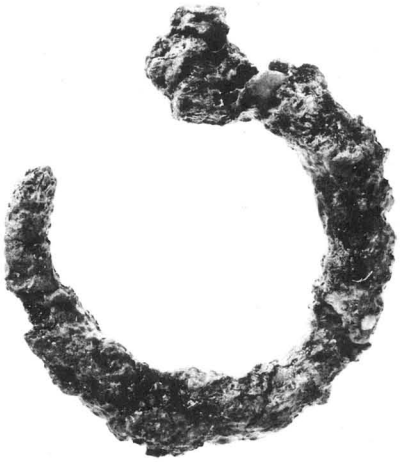

48

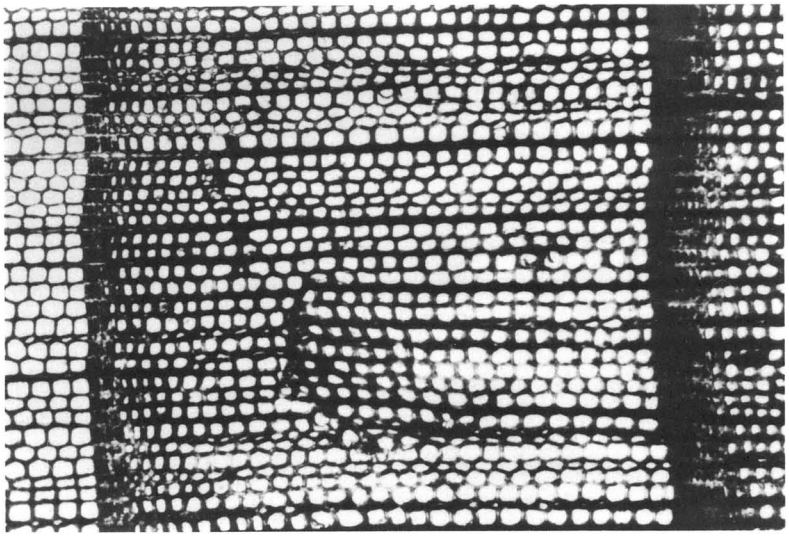

木口　60×

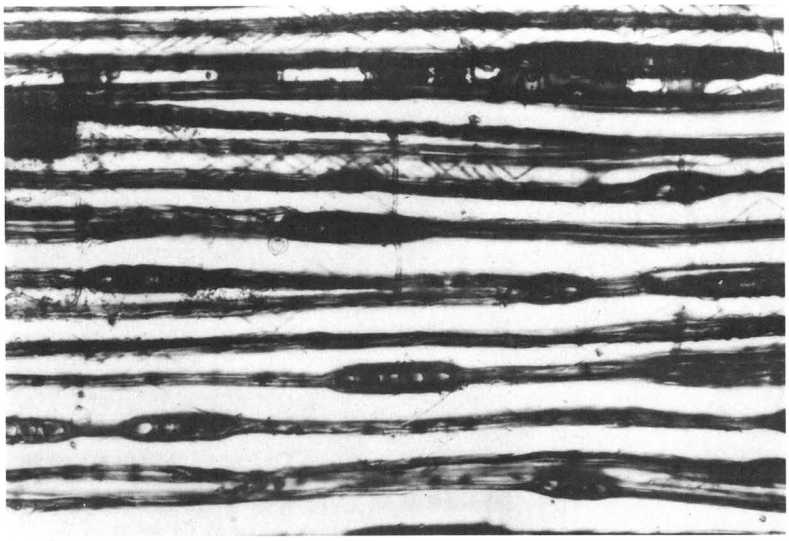

板目　150×

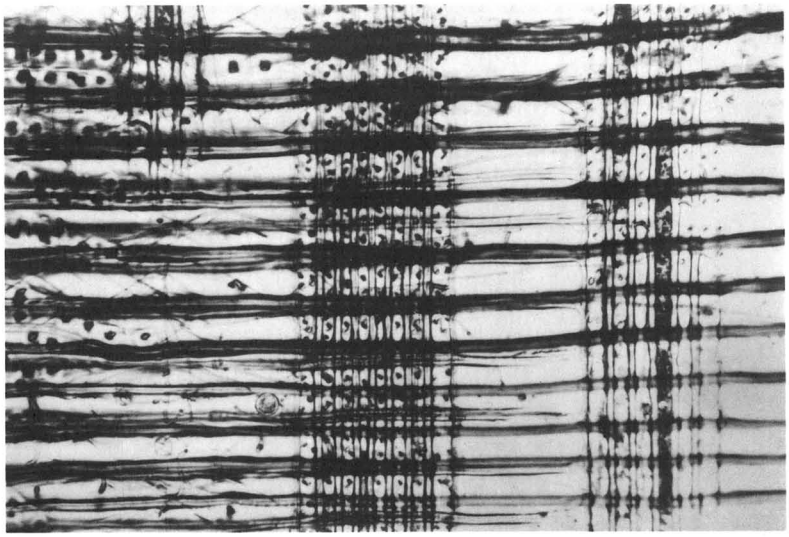

柾目　150×

昭和61年10月

『葉山川改修工事に伴う栗東町久徳
家墓地遺跡発掘調査報告書』

編集発行　滋賀県教育委員会文化部文化財保護課
大津市京町四丁目１－１
電話　0775―24―1121
(財)滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732－２
電話　0775―48―9781

印刷製本　有限会社　真　陽　社
京都市下京区油小路仏光寺上ル
電話　075―351―6034